

令和2年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 18 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第58号 四万十町まちづくり計画の変更について
- 第2 議案第59号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第60号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第61号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第62号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第63号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第64号 四万十町興津診療所設置条例を廃止する条例について
- 第8 議案第65号 四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例について
- 第9 議案第66号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第67号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第68号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第69号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第70号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第71号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）
- 第15 陳情第1－17号 公園・学校等公共の場でグリホサート除草剤を使用しないことを求める要望書
- 第16 陳情第2－3号 志和海岸保全施設の整備を求める陳情
- 第17 陳情第2－5号 四万十町観光開発に関する請願書（陳情書）
- 第18 発委第3号 食料・農業・農村基本法に基づいた農政の根本的転換を求める意見書
- 第19 発議第2号 四万十町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

第20 発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

第21 議員派遣の件について

第22 閉会中の継続審査・調査申出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

~~~~~

出席議員(16名)

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君
町民課長	本山桂三君	建設課長	吉岡範満君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	武内伸介君	教育長	山脇光章君
教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	林瑞穂君
学校教育課長	西谷典生君	農業委員会事務局長	西田尚子君

農業委員会会長	林 幸 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |   |             |
|---------|-----------|---|-------------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 | 長 三 宮 佳 子 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |   |             |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 2 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、議案第58号四万十町まちづくり計画の変更についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第58号四万十町まちづくり計画の変更についてということで、変更についての理由はここに書いていますので、5年間、期間は延長が可能になったので、本町においては合併特例債を有効に使うために、計画期間を変更するという内容です。それで、説明資料を頂いていますので、私どもには。ちょっとお伺いをしてみたいと思いますが、12ページになりますが、合併特例債の執行状況が書かれています。平成18年度から30年度までの実績として、特例債の発行額が67億7,840万円、執行しています。それで、実施期間が平成18年度から令和2年度、15年間で67億1,770万円を、これは使うということ。

〔「発行額やね」と呼ぶ者あり〕

いや、発行額の78.2%を使ったという、計画がこうじゃけども、既に執行状況を見るとそれ以上に使ったという見方なのかどうなのか。それで、5年間延長されたので、発行可能額は85億6,450万円を使っていこうじゃないかと。その増額分については、およそ18億4,000万円余りを特例債を使って事業実施をしていくという計画内容だと思うんですが、この変更の前後というのは、執行状況がもう既に67億7,000万円使っているのに、前というのは67億1,770万円という、ちょっと、可能額というのは85億8,790万円に対して、67億円が78.2%ですよという意味であろうと思うわけですが、この前というのが67億1,770万円と執行状況の額がちょっと金額違っていますが、その内容がちょっと私自身、理解できませんので、そこのあたりと、じゃ、今後5年間、この18億円はどういったところに合併特例債を使うかなと。いえども、ただで使えるわけではありませんので、ご承知のよう

に。自主財源が33%要りますので、どういう形で今後この18億4,000万円余りを使おうという目的を持って増額をしていく計画なのか、答弁いただければありがたいと思います。

○議長（下元昇君） 総務課財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） お答えさせていただきます。

議員の質問の内容は、資料の12ページ、まず、この執行状況が平成18年度から30年度までの実績で67億7,840万円。しかしながら、この下段の変更内容の前の実施期間が平成18年度から令和2年度までの15年間で67億1,770万円、もう既にここの差額が超過しているんじゃないか、その内容の確認ということと、あと、併せまして、今後の見込みというか計画の内容ということだったと思います。

前段の、執行状況と変更内容の前との差額という形でちょっとご説明させていただきますと、まず、変更内容の前に書いている実施期間、令和2年度までの合併特例債67億1,770万円は、前回の計画を策定させていただいたときの財政計画、このときの計画上の借入、発行予定額という形の数字になります。

実際、この執行状況については、実際の平成30年度までの実績額を書いておりますが、ここの内容としては、森林組合の本所の建築事業や小鳩保育所の建設の部分が、前回の計画のときにはちょっとなかったものが実際増えたというところ。あと、沿岸部、海岸部への津波避難対策事業であったりとか、大正地区の防災活動拠点施設、あるいは集会所の施設の耐震化事業などは前回の計画のところに入っていました。防災関連、津波関係と対象の部分はおおむね計画どおり執行していますが、集会所の耐震の部分については令和2年度までの予定で計画に入っておりました。つまり、この実施期間、前の令和2年度の数字に入っておりますが、それは実質的には平成29年度までに前倒ししてやったという部分も入っています。令和2年度までやろうとしよった部分を、平成30年度までには既に終わった部分というのは集会所の耐震事業というものもございます。おおむね前回の計画の中に入っていたものは計画どおり進んでおりまして、実質ここを超えている部分というのは、先ほど申し上げましたが、森林組合の本所への補助金と、あと小鳩保育所の部分が増えた。当時の計画には入ってなかった分が増えたというものになります。

続いて、今後という形でご説明させていただきますと、前回の計画になかった、先ほどの部分もあります。小鳩の保育所も今後まだ、今年度完成ですので、その実際入ってくる部分と、この後の議案でもありますが、興津出張所の建て替えの部分にも合併特例債を活用させていただく予定にしております、それは今年度の当初予算のときにご提案させ

ていただいております。

併せて、防災備蓄倉庫、防災関連の予定はまた令和4年度まで予定をしておりますので、その部分も新たに追加をさせていただきまして、最後に、金額的に一番大きいのが、令和3年度に予定をしております文化的施設の整備事業が入っております。財源として活用するために必要な部分として計画の更新をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 明確に答弁いただきましたので、おおよそ分かりました。

ただ、疑問に思ったのは、発行可能額というのは、合併市町村、上限額が決められていましたわね、合併時にね。うちの場合は85億8,790万円が上限ですよという形で、国との約束の下でこういう形で計画が出されています。

ただ、今後変更しようとする内容を見ると、発行可能額、最大が85億8,790万円に対して、可能額の99.7%、85億6,450万円を今後使いたいという内容ですが、合併当時は10年間でこの目的に沿って使いなさいよというのが、当初の合併特例債の期限がだんだん延長されたという中で、確かに合併特例債というのは有利な借金です。なぜ発行可能額まであと2,000万円余を残して計画をわざわざしたのかなと。計画ですので、今までも計画以上に執行していますので、できれば最大限の可能額まで一応計画に上げておかないのかなという単純な疑問ですが、ここら辺のテクニックの意味、わずか0.3%発行可能額を、上限を残そうという意味はどこにあるのか。単純に計算すれば、有利な起債ですので目いっぱい、発行可能額全額、一応計画に乗せるということは、これはやっちゃならんのかなと。可能額ですので、可能ではないかなと。2,000万円残した意味がどこにあるのかなということを聞いております。

○議長（下元昇君） 財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃった、上限までなぜ借り入れないのかという質問ですが、まず、この財政計画は事業費を基に、この事業やったら合併特例債を活用しようか、その事業費に対しての95%の充当率を掛けてという計算をします。

ですので、今回の財政計画の内容は、議案書にも書かせていただいておりますが、総合振興計画及び中期財政計画を基に財政計画を作っております。この総合振興計画自体は昨

年12月に議員の皆様にもお示しさせていただきました部分ですが、これが令和4年度までの実施計画の個票というか、その内容になっていますので、令和4年度までの実際の事業費を見たところ、この金額になったという形ですので、上限まで借りるというよりは、事業費を基にして計算をしたという形でご理解をいただけたらと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号四万十町まちづくり計画の変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第2、議案第59号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、議案第59号ということで、四万十町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてというところの内容です。事前に町長から提案説明の中でいただいております、内容は診療所に勤務していただく医師の給与の内容を変更していくといったところの関連の議案であります。

何点かこの件についてご質問をするんですが、まず、趣旨説明の中に、今回、健康福祉

課に勤務する産業医がおいででおったんですが、その方がお辞めになるということで、今年度以降は町職員としての産業医は配置しないと書いてあります。

今までは必要とされてきた産業医を配置しないということではありますが、この産業医は職員数50人以上の職場にあっては配置すると、内容についてはメンタル的なところのフォローするという、医師の構え方だと思うんですが、まずは専門職の産業医を今回は退職に伴って配置しないということで、これに代わる町職員が、町職員ではないかも分かりませんが、どういう形で今後はメンタル的なものという、産業医に代わる形を取っていかれるのかというところを、一点、お伺いをしておきたいと思います。

それから、今回は、先生の不足ということで、医師の獲得が難しいので、全国レベルに給与を一律にしておいて、来ていただきやすいような体系づくりと伺ったわけですがけれども、今まで給与体系が全国レベルになかったので、なかなか採用というか、お願いすることができなかったということが、一般の町民の皆さんはこのあたりの内容はあんまり把握してないと思いますので、この機に至って給与体系を全国レベルに引き上げるという形と、今までの経緯がどうであったのかを説明してもらったらいいかないかなと思っております。

それから、もう一点だけ、これは私の聞き漏れかも知れませんが、最後に、今までは医師の勤務地区分に応じてあった各種手当の勤務地区分等を削除とありまして、内容を資料説明で見ますと、国保大正診療所、あるいは十和診療所云々というところが割愛されて、一律、勤務所に勤務する医師ということで、名称等々が全部消えてますので、勤務地手当が、これによって今まで差異があったものをなくして一律にするのかどうなのか、そのあたりも兼ねてもう一度ご説明を頂いたらと思います。この三点です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうで三点についてお答えをしていきたいと思います。

まず、健康福祉課に配置をしておりました産業医ですが、本人の固い意思によって、3月末に退職をされております。代わる医師ということでもありますけれども、非常に前任の医師がずっと四万十町役場の職員のメンタル面をカバーしていただいていたので、そういった産業医の業務については委託契約で継続をしていただくことになっております。

それから、今回の給与改正ということで、今までの医師の給与が全国レベルであったのかどうかということでもありますけれども、今回の条例改正の背景には、行政報告をいたしましたけれども、十和診療所の先生が新しく赴任されるということで、言うなれば、現給を保

障するという意味合いもあります。ホームページ等で、これまでも医師の給与については1,500万円から2,000万円といった条件をつけて募集をしておりました。その範囲内での、今回給与改正によって、現給を保障していきたいと考えております。

三点目が手当の部分になりますけど、参考資料の14ページに隔地手当の部分があると思いますが、ちょっと条例では見えておりませんけども、規則で隔地手当については、現在、大正診療所にしかありません。これを十和診療所の所長にも隔地手当をつけていくということで、先ほど言いましたように、こういった手当も拡充をして現給を保障していきたい、そういった考えでの条例改正ということになります。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 詳しい説明を頂いたので、十分理解をいたしました。

これから新しき医師を迎えて、診療体制も拡充、しっかりしたものが出来上がってくるということで安心をするわけですが、もう一点だけ再確認ですが、産業医の構え方は十分分かりました。今までおられた産業医の方に、そのまま委託をされると理解してよろしいんでしょうかね。

それから、いわゆる事業所的なもの、全庁的なところの、こういった形で、委託する日数的なもの、例えば週に1回とか2回とか、そういう形になるかなという感じはするんですが、どういう形で委託されて、産業医がその場所に在住されるのかだけ確認させていただきます。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 先ほど、前任者の産業医については委託契約を締結したということではありますが、一月大体10時間という目安にしております。職員のメンタル相談ということですので、役場の3階の会議室、それぞれ職員の希望する日を取って、そこでメンタル面の診断等も頂いているところです。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 役場の3階で10時間という考え方ですが、これは全部、本庁でということですか。十和や大正地域振興局の職員についても、そういったメンタル的な手当をせないかんということになれば、そこへ呼出してという形になるんでしょうかね。そのあたりだけ確認しておきます。最後です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 詳しい説明ができてなくて、すいません。議員おっしゃるとおり

で、原則、本庁での対応としておりますけども、個別個別のケースに応じて、両地域振興局にも出かけていくといった対応をとっております。

○議長（下元昇君） ほかに質問はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけお伺いをしてみたいと思いますが、先ほど中屋議員も聞いたと思うわけですが、この説明資料の中で、「引き続き医師の確保に努めるための要件の一つとして、給料の地域間格差の是正が必要となっています」と、一つの理由として書かれているわけですが、というのは、私、今日最後に最低賃金の改善と中小企業の支援の意見書を出したいという思いで議員に諮るわけですが、医師についても地域間、いわゆる全国的に見たらうちの場合はやはり格差があるという見方でよろしいでしょうか。その点だけです。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 引き続きその確保に努めるための要件の一つとしてというところの背景であります。先ほど10番議員にお答えしましたように、十和診療所に隔地手当がないということで、その部分を今回、規則で新たに追加をするわけです。

その背景として、町の医師、今3名ですけど、2名については自治医科大からの派遣があります。今までは十和診療所への派遣という位置づけがありましたけども、去年度でしたけども、大正診療所に自治医科大学の先生方は位置づけをしております。したがって、3名のうちの1名は四万十町独自で医師を確保しなければなりませんので、10番議員のご質問にお答えしましたように、そういった部分での町独自で医師を確保する、そしてまた、かつ現給を保障していくために、今回のこういった改正内容とさせていただいたところ です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 4級までの今の給料表については、国と同様の5級までにして、給料も上げろうという改正内容だと思うんですね。ということは、国だけは医師については5級までで、非常に高いというので、うちは4級までしかなかったと、給料が低かったという思いもあったがかなと。だから、国がやるような5級までにして、医者 の給料を上げてあげたいなという意思での改正理由かなと私は思ったんですが、地域間格差というのは地元の地域間というだけの考え方のような答弁でしたけれども、全国的に見てうちの医者 の給料は、国レベルと考えたときに安いほうではないかという思いで私は聞いたがです

が、そういうことは関係ないと。やはり十和と大正の給料が、それを地域間格差と言うか、地元格差ですが、そういう国との関係の中では給料の格差はないですかという、私は聞いたのですが、そういうのは全然含んでないと。大正、十和の給料の格差があったけん、統一せないかんというだけの理由ですかという質問です。

それと併せて、全国的にはうちの医師の給料は安いのではないかなということです。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 田邊議員がこちらのお答えをしていくべき内容を触れていただきましたけども、先ほど自治医科大学からの派遣ということを申し上げました。比較的若い先生方が多いですので、4級の給料表で、一定、対応ができたわけですね。独自で確保していくということになると、年齢も高い方が来られますので、4級ではなかなか基本給が収まらない、そういったことで5級を新たに追加させていただきました。

町の医師の給与が全国レベルかどうかについては、ちょっと答弁を差し控えたいと思いますけども、一定の全国レベルまでの給料にはなっているかとは思いますが。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第3、議案第60号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第61号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

について、以上、議案第60号及び議案第61号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（下元昇君） 日程第5、議案第62号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第63号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、以上、議案第62号及び議案第63号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されま

した。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第7、議案第64号四万十町興津診療所設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 興津診療所設置条例を廃止する条例についてということで、これが可決されると診療所の復活はもう根拠はなくなったと理解してよろしいでしょうか。

それと、興津診療所は昭和52年に設置されておりました、それ以前に興津の、戦後、風土病がありまして、高知大学の、名前を忘れましたけれども、日参をして研究されよった、そういうものを引き継いできたと地元の先輩に聞いたことがありますけれども、一つは地元の区長会に報告したと書いていますけれども、了解を得た、地元の納得済みでこれを決められたのかを確認したいということと、併せて、現在町の委託バスで東又の医療機関に、診療所が無くなったために特別にバスが出ておりますけれども、この根拠がなくなると理解しますけれども、引き続いてこのバスの送迎はされるのでしょうか。それを確認したいと思ひまして質問します。

以上です。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 11番議員の質問につきましては、興津診療所を廃止することによって、再開の根拠がなくなるではないかということと、あと、地元の納得はあったのかという確認、そして、送迎バスの根拠についての質問かと思ひますので、この三点をお答えさせていただきます。

まず、興津診療所につきましては、これまで休止届を出しておりましたが、今回出張所を建設するにあたり、診療所の建物そのものがなくなってしまいます。診療所の届出につきましては、医師の診察内容、また、現在の診療所の施設内容で診療所として許可を取っております。そのため、今回診療所そのものがなくなってしまいますので、須崎保健所等に確認したところ、廃止届を出してもらいたいと指示され「廃止届」を提出しております。

ただ、引き続き医師の確保には努めていくということで、医師の確保ができたときにはそのときの状況に応じてまた診療所の設置届を出すようになりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、地元が納得したのかにつきまして、説明資料にも書いておりますが、まず、2月に区長会にて説明しております。区長会での説明につきましても、特に質問はなかったと思いますが、そのことを3月に興津地区の区長文書で全戸配布し、それについても何か問合せがあったかと確認しましたが、なかったと聞いております。

そして今回、医師法による廃止手続のため、廃止届を須崎保健所に出すということを興津地区の大総代に確認させていただきました。大総代は、廃止については納得できるところではないが、行政上の手続でやらないかんということやったら、それについては承知すると。その上で、地元の区長、3地区ありますが、3地区にも連絡してもらい、納得してもらったとなっております。

続きまして、送迎の根拠となりますが、興津診療所廃止に伴い、最寄りの東又地区へ送迎を開始しております。そのため、興津診療所休止が根拠となっておりますが、興津地区で診療が行われない状況は変わりありませんので、今後も送迎バスは続けていくということで予定をしております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号四万十町興津診療所設置条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されま

した。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第8、議案第65号四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第9、議案第66号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、6月補正予算について質問をさせていただきますが、今回は四万十町初の、提案説明が異例な形で行われました。会議が始まる前に、林議員と

も、これは旧大正町がやりよったみたいに、やっぱり補足説明を各担当者がいろんな意味でやるかなと期待していましたが、蓋を開けてみれば、ある事業だけ20分以上かけて丁寧な説明をいただきましたので、私もゆっくり20分以上かけて質問してみたいと思います。

この中で、いつも気になるのが、議会運営委員会でも指摘されたようですが、横文字の多さです。まず、説明資料の1ページ。その前に、今回の補正予算の概要は、歳入を見ても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,300万円、合わせて国の負担金の、旧家地川小学校の事業の予算、また、県の補助金予算が主な歳入予算です。

それで、歳出について今から聞くわけですが、意地悪で質問しますが、テレワークち、日本語ではどう説明を町民にされますか。ちょっとテレワークの意味を、日本語で正確に言ってください。その予算に約1,000万円ですね。その内容は、ここに書いているのは、テレワークをせんがための構築委託費、また、これはパソコンながですか、これ。要するに28台を買おうという内容です。

こういった形で様々な歳出予算が組まれているわけですが、国は担当大臣がこう言っていました。それぞれの自治体の皆さんよと、この配布される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、知恵と工夫を出して活用してほしいと答弁をされていました。

私は、竹下元総理の中でふるさと創生1億円、各自治体に配布されました。あのときのことを思い起こしました。あのとき、全国的に配られましたが、1億円が、どういう使われ方が多かったのか。旧大正町もそうでしたけども、イベントをするか、物を建てるか、どちらかといえば、知恵と工夫がない予算に消化してきたような思い、人材育成にも若干使いましたよ。主に知恵と工夫をしない自治体は私は多かったなと。

あるところでは、金の魚を、いつときは有名になりましたけど、また1回、紛失したという、非常に思い出もあるわけですが、この新型コロナウイルス感染症対策費用はやはり様々な自治体の市民、町民が大変苦労したと、現在もしているわけですが、その対策費用に主に使ってほしいという、私は、意味で、大臣が知恵と工夫を出して使ってくださいという中身ではなかったかなと思うわけですが、これを見ると、本当に町民のために緊急に1億2,300万円を使うとしている補正予算の内容かという思いです。

ただ、昨日一般質問でも言いましたけれども、一つは、これも横文字ですが、マタニティママ、内容を見ると、妊婦に対して10万円を支援しようという事業と、障害児の長期休暇支援事業などが、本当に一部の町民に対する支援はあるわけですが、当然その中には商

工観光業の中で飲食、宿泊の方々に対する支援も若干あって、その後、自粛が解けて、またその後の対応について支援をしようというのが2,500万円ほどあるわけですが、全町民に対する支援がこの予算の中には一切ないという実態があるわけですね。マスクはありますけれども、これは災害等の避難のために、予備で貯蓄しようかなという予算はあるわけですが、昨日聞いてみると、9月にも予算が国から出るので、それで対応したいということですが、やはり緊急な町民に対する支援策。

濱田知事は、宿泊や飲食店の休業支援について、こう言いましたね。金額は不満があるかもしれませんが、感謝の気持ちですという形で20万円、休業要請に協力したところに渡しました。自粛要請に応えてくれた県民や、四万十町で言えば町民のために、私はこういう予算は扱ってほしいという思いですが、順番に聞いていきますね。

なぜこんなテレワークのために、各部署にパソコン、今必要なのか。現在、町長、職員はテレワーク、日本語で言ってください、答弁は、書いていますので。テレワークは、実際、現在やっていますか、町職員の中で。

その問題と、次に行くと、家地川の関係は後にします。

7ページ、観光列車活用委託事業。金額は240万円ですよ。金額的には1億円の中の200万円ですので、これ金額はわずかです。恐らく国も、GoToキャンペーンでしたか、新型コロナウイルス感染症が終息した後の予算も立てていました。これを見ると、ほとんどが委託ながです、委託業務。街あるきモデルコースのチラシ作成、ひな祭り、おひな街中スタンプラリー、これもチラシ作成、列車内おもてなし材料費、人件費、影野駅美化活動、そういったところへ240万円使おうというのがですね。

本当に今、これ、新型コロナウイルス感染症対策として必要な金ですか。もう少し町民向けの使い方があるのではないかなと私はと思いますが、まだ新型コロナウイルス感染症も終息してないときに、何でこんな予算を今。新型コロナウイルス感染症対策費用ですよ。書いていますね、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中の一部ですよ。こんな事業に何で対策費用の一部を充てないかんがですか。非常に疑問です。内容を聞きたい。もろもろありますが、非常に中身が、1億2,000万円、町民向けの予算の計上予算じゃないでしょうが。その点、町長に質問してみたいと思います。

それでは、大きな課題であります旧家地川小学校の改修計画書です。町長は、こういうふう提案説明の補足説明を政策監にさせました。それは、町民に理解をしてほしいということで、この私ども頂いた資料の一部をパネルにして、ずっとケーブルテレビを使って

町民向けに流しましたね。それで町民がどう反応したか、私のところへかかってきた電話は2本、「また町長が3月に修正されたもの出してきたねや」という電話が2本ありましたよ。「おい、何とか、哲夫、あれを認めちゃれよ」という電話は1本もありません。

そのことを言いながら、前段で、聞きますが、私はこう受け取りました、あのとき。ああ、なるほどなど。3月議会で議員の多数が修正否決した。6月では町民に説明して、3月で議員がこんな大事な事業を否決したんだと、町民の皆さん、それでいいんでしょうかという形で、詳しく説明したのかなと、私の取り方です、そう思いました。

確かに、当初予算も含めて町民に大事な予算、たくさんありますが、今回だけは異例です。いかに町長が通したいかは、気持ちは分かりますよ。これだけなぜ町民向けに宣伝せないかんのですか。大事なのは、新型コロナウイルス感染症で自粛要請した、非常に町民は困った、この予算は一切補足説明はないですよ。自分が通したい予算だけは、町民の皆さんに理解を求めたい。大事です。しかし、何ぼ町民が賛成したって、最終的には二元代表制の下で議員がどういう態度を取るか。過半数の賛同がなければ、町民が賛成したって通らんがですよ。それは議員個々の責任ですよ、賛成、反対は。それだけの重い責任を持っていますよ。だったら、今後とも大事な事業については町民向けにしっかりと説明してもらおうということを約束できますか。そこで、一般質問を終わります。

資料の4ページを見てください。これまでの主な経過が私どもにも町民にも説明されたと思うのですが、この旧家地川小学校についてはずっと経過を書いています。最初にどういう計画を持っていたか。打井川に海洋堂のホビー館があります。それから家地川地域でもホビーミュージアムという形で建設案が出されました。議会でも確かいろんな意見があったと思います。そういう中で廃案になりました。私はこれを建設しなかったよかったなと、今は思っています。その当時は立派な計画を出してましたよ。海洋堂の会長が絵まで描いてきました。打井川と連携して壮大な立派な計画でした。今あれを建設してたらどうなったか、恐らく失敗だったと思います。よくぞ廃案にしたと、私自身、自信を持っています。

次はどうしようかなということで計画を立てました。集落活動センターを設置しようじゃないかという案が出されました。しかし集落活動センターは見送ろうぜという形で、令和元年10月に設置を見送りました。

その後、今度はどうしようか、今度は宿泊施設を町が造ろうじゃないかと。そういう中で、今年3月、総務常任委員会で審査をしました。担当課長はこう言いました。集落活動

センターについては、協議をしたけども、県から十分な理解は得られなかったということで、やめざるを得んという話が、私、うそを言っとるか、総務常任委員会の人もおられますので聞いてください。うそでないと分かってもらえと思いますが、そう担当課長は話をされましたよ。

ところがどっこい、今度、併せて宿泊施設と一緒に集落活動センターをやろうじゃないかというのが出されました。そこで、今回も補正予算に出されました。空き家を活用するのは、皆さん賛成しました。予算は通過しました。私も賛成しました。

そこで、今回のこの計画、収支の計画を見てくださいね。1階と2階の収支計画が、21ページ。コンビニの分と、2階の簡易宿泊施設の収支計画が出されました。恐らく、政策監も入っていますので、政策監が収支計画書を書かれたがじゃないかなと想像しますが、この1階部分の収支計画は誰が作られましたか。その点、お伺いをしてみたい。

それと、併せて2階部分ですが、今、町長、今日、東京都知事選挙が告示になりました。21名の方が立候補されるようです。その中で大きな争点が、来年のオリンピックをどうするかが、立候補者にとっては争点にしています。今の小池都知事は、規模を縮小してやろうじゃないか、ある候補は中止をすべきだというのが大きな争点です。

というのは、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するかは誰もが見通せません。昨日、大阪府知事は、大阪の市立大学と大阪大学やったかな、市立大学、共同で今、研究しゅうと。治験を、治験というのは治療と経験ですが、そういう形で何とか終息させようと、ワクチンの製造に取り組んでいます。

そこで、こういう状況の中で本当に2階の宿泊施設が、終息するや分からん中で本当にこれがいいのかという点と、確かに誰もが収支計画を立てるときには、赤字で計画を立てて提案したって通りません。本当にこれで新型コロナウイルス感染症がずっと続くとなると、恐らくお客さんは来ませんし、世界的なウイルスですので、生活様式と働く環境が全く違ってきました。そういった中でこの建設事業について、この収支計画が本当に不透明な中で計画ですので、私は、大事な事業ですけれども、まだまだ十分ではないと思いますので、一回目の質問を終わります。答弁いただきたい。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私から、今回の6月補正予算の編成の基本的な考え方と、今、質問のありましたことについて、私の段階で語れるところを答えていきたいと思います。

まず、確かに、1億2,300万円余りの今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金の充当という部分では、議員ご指摘のとおり、やはり今はまだなかなか町民の生活に密接したところまでは至っていないのはご指摘のとおりです。

ただ、私としては、まずは特別定額給付金の支援であって生活支援であったり、それから雇用調整助成金であったり、持続化給付金であったり、そういった緊急対応時の一定の部分は国と共にやってこれたかなと思っております。

ただ、この間も町内の若者だと思えますけれども、私のところに、今まで20万円あった給与がなくなったと。ちょっとここでは差し控えたいですけど、町職員の特別定額給付金をもって何とか対応できないかというご意見も頂きました。非常に心が痛かったです。

ただ、私どもも、この前段で申し上げましたように、今様々なケースを情報収集しておりますけれども、まずは6月補正予算では業務遂行計画という部分を中心にやりました。というのは、先ほど一番初めにあったテレワークですね。情報機器を使った会議、業務ができる環境をつくろうということです。これは、町の機能が麻痺すると非常に住民生活に不安がある、また、支障があるということを考えて上での提案です。これで全て満足する説明になってないと思えますけれども、そういったところを中心に、第2波、第3波が起こったときにしっかり業務が遂行できる環境というのを、この件にあたってはそういった考え方で今回提案させてもらっております。

9月、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新たな2兆円の部分の交付というのが恐らくありますので、これから詳細に9月議会に向かって、前回の答弁もさせていただきましたが、必要な部分においては専決でもしてやっていきたいと考えております。ですから、今回は第2波が起こったときに、我々の業務、町、自治体の業務が滞りなく進めれる環境をまず最低でもつくっていこうと。そして、また小学校等々が休校になったときには、その業務もできていける環境をつくっていこうというのが、まず今回の6月補正予算の主な趣旨です。

ちょうど整理しておりますように、緊急対応時のときと復興対応というのが、私自身、整理をさせてもらって推進しておるところですが、観光列車、今ご指摘ありました。確かに今の状態で、この新型コロナウイルス感染症禍の感染症対策、言えばまた第2波が起こる状況の中でということのご指摘も当然ありますが、復興対応時期においてやはり今までやろうとして延びておった事業が、町内事業者さらには観光事業者になるだけ波及するように取り組んでいきたいというのがこの予算です。

ですから、この時期においては、当時、私自身も6月補正前までは緊急対応という考え

方で来ましたが、これから復興対応も混ぜながら、やはり併用しながらやっていく時期にあると私自身は考えております。

ただ、田邊議員がおっしゃったように、やはりそういったことだけではなかなか町民の生活を支援できませんので、是非、先だってご要望いただいた方も含めて、私、いつでも門戸を開いておりますので、詳細なご説明をいただいて、事例も挙げていただいて、そこをしっかりと整理をしながら、どういった今回の臨時交付金の対応ができるかどうか、町民生活になるだけ密接した対応ができるかどうかというのを研究していきたいと思います。

ですから、今回の予算は、確かにご指摘のとおり、なかなか住民の生活に細かいところまで手が届かないという予算編成になっておりますけども、まずはBCPをしっかりとやる、子どもたちの教育環境をしっかりと整える。そして今、復興対応でできる事業をやっていくという事業者支援の意味もあった、ざっくり言いますとそういった予算編成になっておりますので、今日ここでいただいたご意見はしっかりと9月補正予算に向けて、さらには必要であれば臨時議会あるいは専決でやっていきたいと考えておりますので、ざっくりの方向でございますけれども、そういったご理解でいただければと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私からもお答えしたいと思います。テレワークであるとか、このパネルを使った説明といった部分についての基本的な考えをお答えしたいと思います。

まず、横文字の多さということで、確かに議会運営委員会でも指摘も受けたところです。そういったところについては、極力日本語表記ということも心がけていきたいと思えますし、これからはやっぱり横文字表記というのはどんどんと増えてまいります。そういった理解を執行部も議会の皆様もしていくということが必要と思っております。これは、言わばもう標準的な表記となってくる時代であるということとはご認識いただきたいと思います。

それから、テレワークであります、情報通信技術を活用した在宅勤務ということで、質問の中で町はそういったことをやっているかありますが、実績がありません。今回の新型コロナウイルス感染症対策ではありません。新型コロナウイルス感染症対策を契機に在宅勤務が全国的な主流になってきております。第2波を考えれば、出勤を5割抑えとか7割抑える、そういった国・県からの指導もありますので、今回テレワーク事業でパソコン購入費を計上させていただいたところであります。

それから、パネルを使っの説明であります、これは執行部としては議会の皆様の修

正を受けたがゆえに、町民の皆様、議会の皆様にしっかりと図面等も使って説明をする必要がある、説明責任という考えの下で行った説明であります。過去にも当初予算等においては町長の提案説明の後に各課長が補足説明をしてきた経過がありますので、今後におきましても重要な案件については各担当課長からの補足説明はやっていくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） まだ7ページの観光であるとか、いろいろ残っていますけど、順次。

政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私からは、別冊の資料の収支で、1階部分を誰がシミュレーションしていったのかとご質問がございましたので、そちらにつきましては企画課の集落活動センターの担当、そして地元とも協議をいたしながら、当然私も入りながら積み上げをさせていただきました。

収支が不透明であるのではないかというご意見もございましたけれども、こちらについては前回もご説明したとおり、近隣の類似施設にも聞き取りを行いながら、あるいは関係団体の聞き取りを行いながら数値等を把握いたしまして、その上での設定した目標でございます。当然、数年かかってもっと上げていく必要があるかと思っておりますけれども、収支を考えた上で、一定、最低限の目標であり、計画というところでの設定でございます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに、執行部、答弁はいいですかね。観光列車について、本当に必要かという質疑もあったと思うんですけれども。

〔発言する者あり〕

いいですかね。これから二回目の質疑に入りますけれども、田邊議員に申し添えておきますけれども、ご本人が一番分かっていると思うんですけれども、一般質問にならないように、予算質疑だけでお願いをします。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 二回目の質問へ入ります。議長から指摘をされました、申し訳ありません。

私、まず今、政策監から答弁いただいた問題ですが、なぜ聞いたかというのは、町がこの収支計画を、もし立てたとなったときに、やはり地元がしっかりとこれ、合意の上で計

画を立てんと、いざ設営してやったものの、計画が違ったときに、町はこう言うたじゃないかという形で、私やったら言いかねんので、やはり共同でしっかりと計画を立てたということは今答弁いただきましたので、分かりました。

それと、くだらん質問かもしれませんが、テレワークというのは、副町長は在宅勤務という日本語訳をしましたね。私はそうではないと思うがですね。日本語が違う、英語ですので、勝手な取り方をするんですよ。テレというのは遠いという意味ですね、英語は。ワークというのは働くです。テレワークというのは、在宅という意味じゃないと私は思いますよ。今、会社も安いビジネスホテルを借りて、そこで勤務する方もテレワークですよ。在宅とは限らんの、それぞれ思いが違う解釈になりますので、日本語でしっかりと書けるというのは、その意味ですよ。

だからそういった意味で、やっぱり人によって英語というのは取り方が違うがですよ、母国語ではないので。そういう点はだから注意するので、括弧でしっかりと日本語で書けるというのが私の主張です。くだらない質問かもしれません。

二回目に移りますが、本当に宿泊施設は厳しいなと思って、ずっと、私なりに考えています、はっきり言うて。簡単に言うてるつもりはありませんが、大正地域、旅館はほとんどなくなりました。私の地元に1軒だけです、大正地域で。いわゆる飲食を伴う旅館は1軒だけです。いろんな理由があるかもしれんけど、現実はそうです。温泉もなくなりました。本当に厳しい中で、昔からやってきながら辞めざるを得ん状況は、個人の経営者です。

そして、ここは違うのは、うちの場合は今度の事業は国の事業を入れてやるので、赤字になったら辞めるということにはならんがです。だから、よっぽど考えて、議員も執行部も、私は考えていかならんと思うがです。責任を取ることがないがですよ、議員も、町長も、失礼ですが。任期が来て辞めれば、あとはただの人です、私ら議員も。だから、責任が重いがですよ。先ほど一緒に見ましたが、公共施設、50年、60年、維持していかないかん、ランニングコストもかかるという中での今回の大きな事業ですので、そこらをしっかりと。建てるのはしよいです、国か県の補助事業もあるので。その後しっかりとランニングコスト、維持管理費をどうするのかは、確かまちづくり計画の中でもあったがじゃないですか、事業をやるときには収支を含めて今後の経費も説明せよというのが、何かまちづくり条例の中であったような気がしたのですが、これはそれとして、十分な、私自身も考えてきましたし、今日は最終日ですので結論を出さないかんがですが、不安の中で私

は議決に加わりますが。

集落活動センターは、これは地域を維持するためには私は必要だと思います。大賛成です。3年間は県の補助があって、町も維持、いろんな面で調整できますが、3年以降は地元が責任を持ってやらないかんがです。その後は町に負担をかけられませんので、ある面では。そういった意味では地域で頑張る人たちのために、これは大事なかなと思っています。

質問にはなりません、町長にお願いしたいのは、答弁いただきましたが、9月補正では十分苦しんでいる町民の方々への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算はしっかりと組んでいただいて、ああ、よかったなど、不満ではあるけどもよかったなと思えるような予算編成をしてほしいなということも言って、終わります。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 理解していただいているかはちょっと不明ですけども、ご指摘いただいております。

今のご指摘いただいた件について、本当に私も身を引き締めて対応しなきゃならんと思っています。今、相對に、当時の個人経営があって、ふるさと創生以降、特に第三セクターが創設されて、今回は公設で指定管理という方向性の施設ですね。やはり私がずっと行政上の経験の中で、やはり個人ができないことは第三セクターもやる、それはまたそのやり方も違います。

今回、行政の課題というのは、年々300人前後人口が減っていますし、様々にこれから伝承対策を講じていかなきゃならんと思いますけども、それを補完をするUターン者であったり、移住者であったり、様々な交流人口であったり、そういった方にこの町へやっぱり関わっていただいて、応援をするという視点での今回の取組であると考えています。まずは滞在していただいて、さらには地域の農業体験もしていただく、農業従事もしていただく、さらには体験観光もしていただく、そういった拠点に、先だっても報告させていただきました。言い方は悪いですけど、武器ですので、武器の使い方は、しっかりどういった方向で使っていくかということは、もう本当に、精いっぱい努力させていただいて、様々な知見を持った方にご協力いただいて、成功に向けて精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。辞めて責任を取るということは全く考えておりませんけども、本当にそういった思いを持って今回は再提案させていただきました。

是非、大正にはウェル花夢もありますし、家地川にはこの施設が、もしご理解いただければできます。ですから、そういった本当に地の利を生かした取組を地域に波及する、そ

れを公の責任において波及をしていく事業と考えておりますので、是非ご理解をいただきながら、様々なまたご指摘も頂いて、今後この事業が成果が出るようなことになっていけばと期待をしておりますし、私自身も精いっぱい努力するつもりでございますので、変な決意表明みたいになってしまいましたけども、そういった意味で町民の皆さん方にパネルを使つての説明も改めてさせていただいて、単に通過をさすだけじゃなくて、本当にこういった問題を起こした責任としてご説明させていただいたとご理解いただければと思うところです。

今後も、様々なご意見も頂いていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 質疑の途中ですが、ただいまより暫時休憩にします。11時まで休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 補正予算の説明資料でお伺いしたいと思ひます。3 ページの下段、そして6 ページの上段、この2 件について簡単にお伺ひいたします。

マスクの購入とありますが、感染症対策として医療機関や介護事業所、避難所等で使用するサージカルマスクということになっておりますが、このサージカルマスクというのはどういうものかということと、それと、今、四万十町には備蓄のマスクがあると思ひますが、何枚くらいあるのか。このサージカルマスクを購入した場合に、それで緊急といった場合に間に合うのかと、手当てできるのかをお伺ひしたいと思ひます。

これは一般財源を使用しておりませんので、反対する理由は全くありませんし、今こういふときですので、大いに賛成ですが、この説明をお願いしたいと思ひます。

そして、6 ページの、先ほどの質疑にも出ておりましたが、ちょっと分かりにくい横文字が多いということで、最近は、「シマコン」によるコンセプト、これはどういうことかもう一度。理由のときにも指摘をしたわけですが、「シマコン」によるコンセプトというと、これは一般的な言葉ではないと思ひますが、分かりやすくこの二点をお願いします。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） お答えをさせていただきます。

資料、3 ページ、下段にあります、新型コロナウイルス感染症対策用の資機材ということになりますけれども、その中のサージカルマスクとは何かということですが、マスクの種類、布マスクであったり、こういった使い捨てのマスクであったり、いろいろあるわけですが、ここで言うサージカルマスクというのは不織布を使った使い捨てのマスク、これを総称してサージカルマスクということにしております。中にはPM2.5などを排除するような高性能のマスクもありますけれども、避難所で使うものは一般的に不織布の使い捨てのマスクということで、それを購入するということになります。

それから、在庫数でございますけれども、新聞報道でもありましたが、従前、四万十町には7万3,000枚の備蓄マスクがありましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、医療機関、福祉施設、学校、保育所など、住民生活の間で感染すると非常に重篤化するような方がいらっしゃるところ、それから医療機関なんかには町の備蓄マスクを配布しておりまして、これが6月末、今月末までに配布する予定のもので約5万6,000枚を配布するという形になりまして、最近、一定、ちょっとマスクが出回り始めましたけれども、まだちょっと十分な数が出回っているかどうか分かりませんでしたので、この予算編成の段階においては7月末まで配布をするとしまして、一定、途中で、今年の5月になりますけれども、追加購入した分もありますが、その差引きをしましても従前の7万3,000枚のレベルに行くまでに、この枚数、今回予算要求しておりますけれども、5万4,100枚ほどが足らなくなるという算用になりますので、現状でいきますと2万枚程度ということになります。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私からは、予算資料6 ページ、「シマコン」による定住促進等進事業の中で、「シマコン」というネーミング、これについて、まず一点目、ご質問いただきました。「シマコン」というのは、由来となる部分につきまして、平成25年から鎌倉市で、「カマコン」という形で、地域住民が参加した、自由に意見提案をしていくという集まりができています。それらが現在、全国に25の地域に広がり見せています。それを四万十町にも持ち込んでやっ払いこうということで、「カマコン」をイコール「シマコン」、四万十の「シマ」。から、「コン」は、そもそもがシリコンバレーというアメリカのIT企業の集まる地域から発生したものでして、そういうネーミングを使ったところ

です。

横文字ということではなくて、造語という形になります。四万十町としましても、町の重要な課題の説明については、「丸々の説明会」であったり、そういう形でしっかりと表示をしていくということになりますが、「シマコン」につきましては、コンセプトというところでご質問を頂きましたが、まちづくりをもっと身近にというコンセプト、主題を持って取組をしていきたいという形ですので、町民の皆様にも集まっていただきやすい、そういうネーミングで「カマコン」、それに類似して四万十町の「シマコン」という形で表示をさせていただいたものです。

何よりも主題的には、地域の皆さんがいろんな課題を持っています。まずは雇用、事業創出、それらの課題をその集まりの中で発表していただいて、集まっていた住民の方々からいろんな意見を持っていただいて、出していただいて、それを取りまとめて、これからの四万十町の雇用であったり、移住定住であったり、そういうところに、施策も同様ですけど、近づけていこうという形の集まりでございます。

繰り返しになりますけれども、「シマコン」というところで、本当にちょっとまちづくりをもっと身近に取り組んでいきたいという住民の皆さんが自由に集まっていける場、そういうところを持ち込んでいきたいという形で、こういう身近なネーミングにしたところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） それぞれ説明を頂きました。

マスクの件ですが、今の備蓄のマスクで使用不可、不能、例えばカビが入ったとか、欠損とか、そういったマスクはありませんか。そのところをお伺いしたいと思います。今、課長が説明してくれたことは分かりましたので、それだけ。

そして、今の、「シマコン」とコンセプト、課長から説明していただきました。分かりましたが、今言っているかどうか分かりませんが、最近のこと、若い人たちが、「はずい」という言葉を使っている。はずいとはどういうことかと。恥ずかしいの造語というか、略語というか、間を抜いた言葉ですね。そんなような感じで受け取ったわけですが、もうちょっと簡単で、使い勝手がいいかも分かりませんが、やはり分かりやすい表現の仕方をしてもらいたいと思います。これは意見として申し上げておきますが、以上です。中身は分かりました。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） お答えをさせていただきます。

現状のマスクの中に欠損の物がないかということでございますが、現在のマスク、備蓄を始めましたのが前回の新型インフルエンザが蔓延をしてきたときの対策で買ったものが主となっております、一部、今回の配布をするときに、カビというか異臭がするものの中に少しありまして、その部分はもう廃棄をしましたので、現状ではないということになっております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 予算の質疑をしたいと思います。何回も聞くのを減らしたいので、1回で分かりやすくご答弁いただけたらと思います。

今、9番議員が質問されました、この予算資料の3ページからの分で、新型コロナウイルス感染症で、要は避難所関係の備品、備蓄をするという内容です。一昨日、一般質問の中で危機管理課長からお答えを頂いたので、この予算を補填しているという内容は十分理解をしました。それで、マスクの件については先ほど9番議員、お尋ね申しましたし、備蓄の関係も十分承知をしました。

ただ、最近になってだんだんと各企業がマスク、新しいのを増産し始めたりして、夏用とか冬用とかがあったりするので、備蓄にあっても今のこの時期と冬がいろいろ、特に夏のマスク、今から迎える酷暑の時代に、我々、どうやってマスクを構えようかということになりますので、そのあたりのこともついでながら考えていただければと思うんですが、ここの段階でお聞きするのは内容です。

風水害用避難所機材購入、それから地震用避難所資材購入と、それぞれ別々に資機材を購入というので、内訳が書いてあります。パーテーション、マスク、段ボールベッド云々と。これ、別々にやっぱり分けて購入しとかなないと、いわゆる開設のときに支障が出るものなのか。例えばパーテーションなんかは、やっぱり地震にしたって風水害にしたって、同じ扱いで常備しといていいものかなという感じで受け止めました。あるいは体温計の関係等々ですね。何で地震用、風水害用なのか、そのあたり、ちょっと確認かたがた質問したいと思います。

もう一点だけですが、これは各所管がまたがると思うんですが、もう一気に9ページ

を見ていただけたらと思います。これは特別養護老人ホームの中の、上下、四万十荘、窪川荘、同じような内容です。全く施設対応は同じですので。

〔発言する者あり〕

じゃ、特別会計のときにまた聞きます。失礼しました。

じゃ、その一点だけ。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） お答えをさせていただきます。

まず、マスクに夏用、冬用、いろいろありますので、その辺どうですかというご質問だったと思います。今回購入するマスク、先ほどもお答えしましたとおり、まず使い捨てを考えております。今、昨今マスクの需要が高まったことで、夏用、冬用は確かに出回っておりますが、見る限りでは大体布マスクの夏用、冬用というのが多いのかなとは考えています。一定、その価格的なこともありますし、量のこともありますので、今後マスク、いろんなところで開発が進んでおりますので、使い捨てマスクの中で夏用、冬用というものが可能であれば、そこは購入の中で検討していきたいと考えております。

それから次に、風水害用と地震用ということで分けて、今回予算計上させていただいております。これ、何で分けているのかということですが、一般質問のときにもお答えしましたとおり、指定避難所は185か所あります。そのうちで、風水害のときは第1段階で10か所、第2段階で9か所追加するとお答えしたと思います。地震用ということでいきますと、当然ながら全町的に被害を受ける、避難者も全町にわたるということで、185か所全てを開けるという考え方になります。

その中で、今回地震用として整備するのは、その中の一定期間避難生活を送ることになる、2次避難所35か所分全部の分ということになってまいります。これについては、一般質問でもお答えしましたが、避難所運営マニュアル作成に応じていろんな資機材を購入しておりまして、その中に足らない感染症対策のものを追加していく考え方になります。

一方、風水害用になりますけれども、風水害、皆さんご存じのとおり、1年のうちに何回も来ます。今回購入するものの中には、引き続き何回も使えるものと、1回1回捨てていかなければならないもの、混在しております。そういった意味でいきますと、地震用で整備をするものがそのまま風水害用に転用できるかということ、なかなかそうもならないということで、使い捨てのものはやはり風水害用は風水害用、地震用は地震用ということで整備する必要があると判断をしたところでございます。

なお、一つ例がありましたパーテーションについては、地震用については購入する予定はしておりません。既に先般の訓練のときのニュース映像なんかでも出ておりましたが、ワンタッチ式の屋内用テントで使用するということにしておりますが、風水害のときは、テントは1回使用すると使用後にやはり消毒をしなければならなくなる。テント、なかなか消毒しづらいですので、風水害、複数回使用することを考えまして、風水害用にはパーテーションをということで、今回予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑は。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 資料6ページの下段です、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業。これは、「経営に影響を受けた事業者に対して、経済活動を回復するために必要な支援を行い」とあります。一般質問の引き続きになりますが、地元商工業を、これ、直接、商工業を援助するものですが、そうではなくて、これを合わせて地元商工業の活性化のために執行できなかった当初予算を組み替えて、経済活動を回復する取組はできないかと、そういう趣旨の一般質問をしたわけですが、そのときに町長の答弁をもらえる時間がありませんでしたので、是非町長の見解を求めたいと思います。

そのときに、併せて町内限定で使える商品券のような方法についても研究してもらいたいなというご提案をしましたので、是非その答弁を願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の答えが満足じゃなかったということで、この補正予算の議案に絡めてお答えを申し上げたいと思います。

今、議員のご指摘のとおり、今回直接の事業所支援という予算措置となっておりますけれども、私としては様々に、町民の皆さん方の生活支援と、さらには事業所応援になる、プレミアム付商品券という事業は必要だとは考えております。

先ほど田邊議員のご指摘もありましたように、そういった生活支援と合わせたプレミアム付商品券の事業化は今後研究していきたいと思いますので、最低でも9月補正までには対応していければなと考えております。当面、今回の提案させてもらっておりますのは、直接の事業者支援というご理解をいただければと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 私は、予算資料の2ページ、上段の、家地川地区活性化拠点施設整備事業についてですが、このことは3月定例会でも修正をかけて、再提出とされてきました。古谷議員からの一般質問でもありましたけども、集落活動センターにおいては、やっぱり地域の、家地川、野地地域の人たちの一体的な取組、それが必要不可欠なことだと思うんですが、実際のところ、質問の中でも答えられたのかもしれませんが、再度、地域の一体的な取組の機運といいますか、そういったものがあるのか、ないのか。

それと、2階の宿泊施設、これは町が運営するとなっておりますが、管理運営に関しては集落活動センターがやるということですが、実際に集客、それに対しては町がやるということになろうと思うんですが、どのように、どの部署で、誰がそのプレゼンというか営業をかけていくのか。いろんな農業、担い手、人手不足の農業に対してやるのであれば、農業の方との連携も取らなければならないし、大学との連携を取るのであれば、どこの大学へ誰がどう営業をかけるのか、そういった細かな事業計画、実施計画がないと、始まった段階から3年間で、どこまでできるのかというところが疑問で、前回の修正動議という形になったと思うので、その辺を再度お聞きします。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えしたいと思います。

集落活動センターは地元との一体的な取組が必要ということで、機運はどうなっているかということでございますけれども、一般質問でもお答えさせていただいたと思いますが、集落活動センターを実施するにあたって、地域としての開設要望、それから実施体制など、確認書を頂いております。それにつきましては、家地川地区は、1軒1軒回ったと確認をしております。それから、野地地区は集落総会を開いていただいて、そこで理解を求めたということです。

それと、5月29日に総会を行いました。今までですと、ややもすれば一部の人がという捉え方もされたところもありますけれども、そういうことのないように、会員70人で、野地が36人、家地川が34人やったと思いますけど、皆さんに会員になっていただいて、その中で総会が開かれましたので、機運は高まったと理解をしております。

以上です。

○議長（下元昇君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私から、2階部分についてお答えしたいと思います。

どこの誰が営業をちゃんと仕掛けていくのかといったご心配だと思いますが、所管課は

企画課になります。あと、企画課に家地川地域の地域おこし協力隊がおりますので、もちろんその協力隊にも関わっていただきますし、今回、予算を認めていただければ、集落支援員も配置させていただきます。

基本的にはそうなるかと思いますが、併せて予算を計上させていただいておりますアドバイザー、こちらを導入いたしまして、実際に専門的な知識からもいろんなところのアドバイスを頂きながら仕掛けていきたいと考えております。こちらのアドバイザーの謝金ですけれども、今回5回分、計上いたしておりますけれども、実際には県からも直接雇用していただいて、10回程度、地域に入っていただくとなっております。

こういった体制と併せまして、今回この計画を庁内、役場内部でも検討させていただきました。その際に各課から、やはり各課の連携というのも大事だということで、庁内のプロジェクトチームをしっかりとつくり、各課と連携をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 家地川地域の一体的な取組のそういう醸成というのは出来上がっていると。集落活動センターというのは、仁井田のりん家というのがありますけども、仁井田のりん家なんかは地域の人たち、主立った人たちがメインですが、地域を盛り上げようといろいろな取組をしてきております。それでもなかなか、運営的には多分厳しい状況にあるのかなという気がしています。集落活動センターに関しては、やはり地域の人たちが元気になるための施設でありますので、それに関しては地域の人たちが一生懸命やれば何とかなるのかなとも思います。

それで理解しますけども、2 階の簡易宿泊施設。この宿泊施設に関しては、これが主な収益のメインになっているのか。3 年後、4 年後、5 年後、これが指定管理されたときの、これは運営資金になるのかなと思いますので、ここの部分がきちっとされてないと、3 年後に、指定管理されるときに指定管理を受けれるかどうかというところになってくるかと思うので、今、政策監がこれをいろいろなコーディネーターとか支援員、地域おこし協力隊、それぞれ導入して、県の力も借りながら、あと、役場も一体となって取り組むということですが、本当に真剣にやらないと、いろんな関係事業とターゲットの掘り起こしとか、安定した宿泊者の受入れというところ、なかなか難しい課題ですので、その辺を本当にきちっと試算して、もう来年からというよりも今から取り組まないと間に合わない

という気がするので、是非きちっと取り組んでいただきたいと。

私たちも協力できるところは協力、町が一体になって、やっぱりこれ、その家地川、野地地域だけのものでもないと思うので、町全体がやっぱり取り組むことでもあると思いますので、その辺のことも連携しながら取り組んでいただきたいと思います。町長、これに対しての町長の意気込みをお聞かせいただいたらと思いますが。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正に武田議員の指摘は、先だって私どもも内部でも協議しました。私、今、非常に心強く思いました。やはり、今回の予算を見ていただいたら、私なりに、例えば農協であったり、観光協会であったり、そして山の体験であったり、そういった活用のチームをつくっていききたいと思います。まだ要請はしてませんが、やはりスポーツクラブであったりにこの施設を使ってもらい、町全体の波及効果を上げたいということもしっかりご説明させていただいて、研究活用チームといいますか、体制をつくっていききたいと思います。

町の公務員だけではなかなか難しいと思います。その辺のアドバイスをアドバイザーにいただいて、やはり1年、2年、3年たったときには、それぞれがあの施設を使って、それぞれの事業所の目的を一部で、達成していただけるような、その拠点としての体制づくりはしていきたいと思いますので。

一応、今、武田議員、商工会長もやっておりますので、そういったところも含めて、是非あそこを使って町の活性化につながるようなチーム編成じゃないと、なかなか具現化できませんので、達成できんと思いますので、お認めいただくのであれば、精いっぱいもう汗をかいてやっていきたいと思いますので、是非私に1回、その辺は委ねていただければと思います。

○議長（下元昇君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 説明資料の2ページになりますね。関連ですので、家地川地域活性化拠点施設整備事業についてだけお伺いをしたいと思います。それぞれの議員から、この事業についての一般質問もあり、あるいはまた予算質疑の中でも、詳しく、詳細についての説明を求めながら確認をしておる。この背景には、それぞれ各議員がこの事業の成功がいかなることやという心配点があると思います。

私も1人の議員として、当初、修正動議に賛成をしました。どういうことかといいますと、今回補正予算で出てきておるわけですので、これ、もう修正をかけるち、なかなか時

間がないというのが正直なところです。心配がたくさんあります。聞いても聞いても、成功していくかなと。地域が果たして成功を収めて喜べる状況になるには、いろんな課題がまだたくさん、確認をしたい点があるわけですよ、町長。でも、今から、じゃ、どうするやということですから、非常に難しいが、これは当初、執行部はこの事業を一つのモデルとして、四万十町として生かしていきたいとありました。ですから、私もそのことを捉えて、この問題は特に重視をしておるわけです。

県下どこも過疎地域においては学校の統廃合計画が進められ、今後においてもこういう状況は、空き校舎が出てくる、そこを活用して地域づくりをしたい、これも当然出てくる問題ですし、地域から要望がなくても、町長、これは行政としてその活用を進めながらまちづくりをしていくことは重要な問題ですよ。そういういろいろな意味があるわけです。ですから、討論の中では確認ができませんので、町長に確認をしたいわけです。

将来的には、これは今から時間をかけてその計画を進め、そして将来的には、令和6年度ですか、民間に委託してやっていくということですから、詳細な説明をこの事業計画については政策監からも頂き、これまでにない取組は執行部の一生懸命さがそこにはうかがえておると私は捉えています。

しかし、心配は絶えないというのが、私の感じるところでは各議員が持つておると思います、今も。ですから、トップとしてこの事業は是非とも成功していただかなければなりません、私たちも、そう思っています。もういろんな質疑をしても、この予算質疑の中で、なかなか堂々巡りになると思います。この事業を議会に提案して、一生懸命さをもって提案するということですので、私は確認をして採決に移りたいかなと思います。これ、討論では言えませんので。ですから、総責任を、この事業が失敗したら、全責任を私が持ちますと、これだけの町長の意思確認をしておきたいと私は思っています。そのことが、影響が今後及ぼすかということは、しっかりと受け止めた対応をしていく必要がありますので。

今、詳しく説明を頂きましたけれども、私たち議会の中で、議会側として、地域の一生懸命やりましょうという状況が整ったという中で、地域の人に、「おまえら、本当にいいのか、やるのか」ということは、議会としてなかなか確認ができません。あくまでもその事業計画をもって執行していく執行部に責任があるわけですから、トップとして全責任を私が持ちます、そういう意思を確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 3月の修正動議以降、私もいろいろと協議の場に立ち会いました。当初は、確かに様々なものがありました。というのは、既決予算であると、それぞれのことがありましたが、今の状況をはっきり申し上げますと、そういうことではなくて、確かにそれがしっかりした基盤にはつながっていますけども、私自身の、また、今回の提案させていただいた環境にはつながっていますけども、この事業において全て事業、予算提案した事業については、私自身は最終的に責任をしっかりとっていきたいと思います。

本当にこれ、予算が通るのはゴールではないと思っています。やはり通った後にいかに皆さん方に評価をしていただける、住民の皆さん方の役に立つ施設になるということがこの私の使命でございますので、しっかり体制を整えながら、私のいろいろなネットワークを通じてでも成功する形、誘客、様々な推進、事業、そういったものは全精力を挙げてやっていきたいと思っています。その結果として、私が今回においては全責任を取るということは、もう今、肝に銘じて提案させてもらっておりますので、そこは間違いないと私自身も思っております、その辺も含めて慎重な議決をいただければと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありますか。

8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） 補正予算資料、2 ページの下段、人材育成推進事業「未来塾」というところで質問をしたいと思います。人材育成に対して、何ら異議はありませんが、非常にこれを見ると、オンライン学習支援としてネットワーク付のタブレットを貸与するということですが、「じゅうく。」の中で、ちょっと私もこういうのはあんまり詳しくないですが、オンライン的な学習を今まで持ちようがないですか。

そこが一つと、それからもう一つ、これを見れば、窪川高校と四万十高校で330万円ぐらいの差があるということですが、これはコーディネーターを窪川高校へ入れるということで、大体私は理解しております。が、このコーディネーターを入れて、非常に多くの先生が学校におります。生徒は本当に少なくなって、両校で127人と。非常に優秀な「じゅうく。」の先生というのもおります。この上、まだコーディネーターを入れてどんなことするがじょうろと。

これを見たら、ICT教材による個別最適化学習の充実とか、いろいろ、ちょっと私には理解できん、これほど生徒が少ない中において、先生、「じゅうく。」、そしてまたコーディネーターということで、この少ない中で生徒も非常に詰め込み主義にならせんかと思うのが一点。

それと、この中で、令和2年からは存続要件解消に向け、地域と高校の連携体制づくりということを書いております。これから人を残さないかんという事業があまり目に見れないと、私には。こういう少ない生徒にこのように船頭ばかり入れると、船頭多くして船山に上るということわざどおり、行き先がはっきりと連携してできるか、そこらも私、非常に危惧しております。これはやっぱり今までの関連から、教育長に答弁してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） 予算資料の2ページ、下段、人材育成推進事業〔未来塾〕についてご説明を申し上げます。

今回、この両高校への支援は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の対応もありますが、高知県のAI教育推進研究指定校として窪川高校が指定されました。併せて、連携校として四万十高校も同様です。この機会にやはりICT教育、1人1台の教育環境をさらに進めていくことが両高校の魅力づくりになるということを鑑みて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して1人1台、生徒127人、内訳は、窪川高校が64人、四万十高校が63人に通信機能付のタブレットを貸与していく計画でございます。

併せて、学校内での活用、指導内容のサポーターとしてコーディネーターを1人、月額32万円程度の、月21日程度の勤務としたサポーターを採用しまして、活用していこうという計画で、その必要な経費を両高校の振興会補助金として計上させていただいています。

議員おっしゃられたとおり、サポーターにつきましては窪川高校に導入しておるわけです。高校内でも、ご承知とは思いますが、正教員が減っております。窪川高校でも2人減っておりますし、全員を対象としたICT教育のスキル等の研修機会もなかなか外へ出てはいけないということで、このICTのサポーターがそこを支援し、指導もしていくように取り組む予定です。

この取組は、魅力づくりと合わせて、今回小中学校への児童・生徒へのタブレットも計上させていただいておりますが、まずは中学校へつながり、そして小学校へつながる、四万十町独自のICT教育につながるものだというので、まずは両高校で先駆的に、家庭でも、塾でも、学校でも使える環境を整えて、一人一人の適正な能力に応じた個別最適化の学びを魅力として取り組んでいこうとするところです。

「じゅうく。」も頑張っております。是非機会がありましたら、大正地域振興局3階、そして改善センターで、高校生に向き合って頑張ってくださいと思いますので、是非ごら

んになっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） 「じゅうく。」が頑張っているのもよく知っております。

だから、一番私が心配するのは、こうやっていろいろやるのはええけど、本当に魅力ある学校にして、生徒が増えるかというところが一番心配しているので、この3年間、やったやったで結果が出なければ、何らやったことにならんですよ。やっぱり費用対効果ということは一番で、やったら何らかの結果がついてこないかと。一生懸命、こういうコーディネーター措置で、「じゅうく。」の先生、優秀な人をどんどん集めてきてやってますが、だけど、子どもはその地域に入って、何をするかいうと、この青春の時代をやはりスポーツで汗を流したり、いろいろとこの自然環境に適応したこともしなくては行けないと。

私が心配するのは、このようにどんどんICTとか何とか言うても、私らにもちょっと分からないところがあるけど、あまり機械とばかり、学校でやり、「じゅうく。」でやり、家庭でまでこういう機械とつながってやるのが果たしてええかということも十分考えたよね。予算は、これ、新型コロナウイルス感染症対策ということで出てますけど、予算はええとしても、やはりこういうことをやる時には、本当に子どものことを第一に考えてもらいたいと。

このコーディネーターというのがどこへも入ってます。本当に何をやる、先生と共同して教育を、教えるがじゃろうけど、いろいろなところで、本当に近頃、必要以上にコーディネーターという予算がついているように思うけど、ここで教えるだけじゃなしに、中学校なんかへも行って教えるということですか。こういう専門なコーディネーターが必要で、先生と共同して教えていく、サポートしていくということで、これは「じゅうく。」の先生なんかがサポートするわけにはいかん、本当に専門的な知識のある人が必要で、月に32万円を支払ってよ、雇わなければいけないぐらいな専門知識が要るもんですか。

○議長（下元昇君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） 「じゅうく。」については放課後ということです。学校内のAI教育推進コーディネーターは学校内で、議員おっしゃられたとおり、授業の中で取り組むためのサポーターですので、学校がある日は全て勤務、そして、ICT機器も含めて、その中に入れる教材の内容とか、指導の仕方とかについて、やっぱり教育的な専門の方が必要ということで、教員免許を持っている方にコーディネーターとして来ていただきたいとい

う計画です。

「じゅうく。」においても5月末まではオンラインでやっておりましたが、家庭に通信機能、Wi-Fi環境がある家庭のみでしかできなかったのが現状です。今回は両高校の生徒全員に環境関係なく取り組んで、その指導方法等も研究しながら、いずれは中学校、小学校へその成果をつないでいきたいと考えておるところです。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、6月補正予算について、一部、私はどうしても納得がいきませんので、その点での反対討論をさせていただきたいと思っています。

質疑の中でも申し上げました、多くの今回の予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を使って事業を実施する、大変重要な予算ですので、これについては何ら異議ありませんし、賛成です。

また、家地川地域活性化拠点施設整備事業についても、集落活動センターについては、現在、四万十町には2か所開設され、3年経過した中での、地元が一生懸命運営について努力をしています。それは重々承知しています。今回の予算の中でも、家地川地域の集落活動センターも計上されておりますので、その点については私も賛成します。

特に集落活動センターについては、ご承知のように、県が県内に300の集落活動センターを設置したいという前知事の意向の下で今日まで来ているわけですが、目標の300に対して、恐らく今、50施設ぐらいだと思うわけですが、まだまだ300には到達してないのは、一つには補助は3年間というのが県の基本的な考えです。あとは地元で頑張ってくださいねという、期限付の補助事業の集落活動センターです。だから、多くの集落活動センターが開設された、運動や活動している地域は大変苦労しながら運営をしているのが今の実態です。私はそう感じています。

特に、西土佐にあります大宮産業、あそこは特殊な事情があって、地元が一生懸命努力しているのは、農協が撤退し、ガソリンスタンド、酒類、小売が撤退しましたので、地域にとってみれば買物が自由にできない、そういう中で地元が一生懸命努力しながら運営を

していますし、私は二、三回行ったわけですが、葬祭事業にまで今、展開をしているのは事実です。

そういう特殊な事情がありますが、家地川の集落活動センターについては、私は賛成ですが、危惧するのは3年後です。買物は、窪川地域にスーパーがあります。非常に安価な商品が、酒も含めて買えるわけですが、この計画では開所3年目には売上げが70万円増える計画にはなっていますが、私はこれなかなか無理だということで、先ほど質問もしてみました。そういう地元の合意ということですので、3年後、しっかりとそれ、運営はしてもらわないと厳しい状況にあると思いますけども、集落活動センターは地域の一つの生きがいのある場であったり、地域が活動する拠点ですので、大事な位置づけになってこようかと思う点で私は賛成をしますが、問題は2階で町が3年間直営で運営し、4年目には指定管理にしたいという意向の中での、今回の補正予算の計上です。

考えてほしいのは、計画はいかようにも出せます、書けます。私が心配するのは、今までも、私の長い議員経験の中で、町が造る施設、特に客相手の施設については厳しいものが今までありました。旧大正町では、北部の地域でも温泉を、冷泉を構えた宿泊施設も町が造ってきましたけれども、残念ながら今、姿形はありません。解体をされました。質疑でも言いましたが、大正地域には宿泊施設は、旅館、大正大奈路地域に1か所だけです。温泉施設も休業、廃業しました。これが今、旅館業の実態です。今後新型コロナウイルス感染症がいつ終息するか分からない中での今回の計上、これが二、三年、続いた場合を想定してください、休業ですよ。幾ら県、町が支援したって、町の施設ですので、経費は税金から投入しなければなりません。終息しても、新型コロナウイルス感染症によって、世界が大きく生活様式、生き方、働き方、全てが変わりました。横文字でよく言うのはインバウンド、外国人が日本に来てもらうという国の施策、これも大きく変わりますのではないかなと私は思います。

令和3年度から開業予定ですが、もしを想定します、3年間、計画どおりいかない場合、赤字が続く場合に、町は地元で指定管理をしてほしい思いがあっても、地元は赤字の施設を簡単に管理、運営することはできないだろうと私は思っています。ここに書いていますように、指定管理をする意向を町は持っています、しかし、赤字の場合に本当に地元が受けてくれるかどうかという問題です。確かに、管理料を上げれば受けることはあるでしょう。指定管理料も、休憩中に聞きましたけども、金額も定かではありません。金額次第なわけです。私はそこを心配しています。

多くの議員の皆さん方、賛成されて動くかもしれませんが、3年後がどうなるのか。指定管理料は払わなければなりません。50年、60年、施設の維持管理をしなきゃなりません。特に国の補助事業ですので、簡単にやめろうぜという話にはならんわけです、この施設は。個人が自分の資金で、借金で事業を起こせば、自分の意思でやめることも貸すこともできるわけですが、この事業は決して簡単にやめることはできません。今までの事業を見てください。維持管理をしながらずっと、管理コストがかかってくるわけです。

私はそういった意味で、またこの時期に、この事業が本当に、町民が、「そうじゃね、やったらええね」という声がどれだけあるのか。私自身は、恐らく危惧する町民が多いのではないかと。賛成される方が多いかもしれませんが、私は一議員として、責任を持ってこの事業は反対するほうがいいのではないかと、8日目から今日まで悩み続けました。そういう気持ちです。町長の気持ちもよく分かりました。しかし、気持ちだけでは議員は、私は動いちゃなんと思っています。

そういった意味で、岩井議員とも相談してません。国政の問題についてはしっかりと岩井議員と相談しながら賛否を考えるわけですが、今回の事業については、岩井議員に反対しようじゃないかという言葉はかけてません。ひょっとしたら、同じ党でありながら逆の立場に立つかもしれませんが、それはご了承いただいて、私の思いを述べ、また反対の討論に替えたいと思います。もしご賛同いただければご賛同ください。

以上です。

○議長（下元昇君） 反対討論がありましたので、次に、原案に賛成者の発言を許可したいと思います。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第66号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 反対者、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、2名であります。起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1 時15分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第67号令和 2 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第11、議案第68号令和 2 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）、日程第12、議案第69号令和 2 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）、以上、議案第67号から議案第69号までの 3 議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号令和 2 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号令和 2 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第70号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第71号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第70号及び議案第71号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 四万十荘、窪川荘で新たな特別会計のことで、今後こういう認定作業が始まるわけですが、今回、予算資料として頂いています9ページですが、内容は新型コロナウイルス感染症対策に関連した備品対応というところで書いてあります。窪川荘と四万十荘共に同じ条件、内容になっておりまして、一点お伺いしたいのは、両方共にタブレットの整備というところで2台購入と書いてあります。この説明のとおり、現在、両荘

とも家族がお訪ねしたときに面会ができないやに聞いております。恐らくそういった感染症リスク対策というところで面会者が来た場合に対応するために、タブレットを2台購入するということだと思いますが、これは先ほど大正診療所も承認したんですが、大正診療所も同じように面会者が来た場合に入院患者と同じようなタブレット、大正診療所は確か1台40万円と書いてあったと思うんですが、ここにはどれぐらいのどういった規模なのか書いてありませんので、それと併せて、このタブレット2台を各荘に配備して、訪問した家族と入居者の方が面会をするときにこのタブレットをどこの辺りでどういう感じで利用するのか、全く説明の別添資料もついておりませんので、その辺りも疑問に思いながら、どこに設置して、どういう利用を家族との面会時にするのか、そういったところの内容をお示しをいただいたらと思います。

○議長（下元昇君） 特別養護老人ホーム事務長川村裕之君。

○特別養護老人ホーム事務長（川村裕之君） ご説明いたします。

今こういった形の家族との面会という手法を取られるかというご質問やったと思います。現在は原則面会禁止ということで、特にどうしてもという方については、広間に入居者、利用者の方に来てもらって、それから家族の方は外から面会していただくということで、サッシ越しに面会をしていただいております。そこで当然サッシを開けるということにはなりませんので、サッシを閉めたままでの面会と、顔が見えるだけということですので、タブレットがあれば声が聞こえるということと、タブレットと個人のスマートフォンとで自宅からでもビデオ通話ができるということで各2台の要求をしておるところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） ご答弁を頂きました。

現状も原則としては面会ができないと、どうしてもという対応については広間で、サッシを介してというところで、訪問された家族はいわゆる施設外から面会するという状況だと承りました。いずれにしても、こういう施設ですので慎重には慎重を期して対応していかないというのは重々分かります。タブレットはそれに加えて、通話をすることに使いたいということだと思うんです。もう一つは、家庭から携帯でビデオ通話ができるという話ではあるんですが、これからそういう対応するということですが、果たしてこの現状、この段階、新型コロナウイルス感染症の動きが今のところ、本町なり高知県内でもありません。ですが、そういう対応というのは、家族が訪問して外からしか面会できないという対

応はずっと続くという動きにしか見えてこないんですが、いずれにしても、今の状況であればもうこのまま年内は越していくという対応にするわけですかね。

それからもう一点、2台あるという設定ですよ。もう少し多ければ多いほど家族にとったらいいかなという感じもするんですが、そのタブレットというのは、私が貸与していただいている普通のタブレットとイメージするんですが、どういうタブレットなんだろうね。その音声聞こえて、要するにパソコン、携帯からお互いに顔が認識できるという、どういうのを構えておられるのか、その辺りを今の段階で分かるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 特別養護老人ホーム事務長川村裕之君。

○特別養護老人ホーム事務長（川村裕之君） お答えします。今後の面会の制限についてどうなるのかということと、こういった形のタブレットで面会をというご質問やったと思います。

一点目の今後の面会の形態については、今も体調が良くないとか症状が急変したと、もう危篤状態だという場合には、随時、連絡を家族の方に入れていて、静養室で面会をしていただくようにしております。四万十荘では、通常の正面玄関とか職員の玄関とは違う入り口がございますし、窪川荘の場合は静養室の横に入り口がありますので、そこでご家族の熱をお測りして、それから最近の健康状態、県外へ行っていたかとかいうチェックシートがございますが、そういうチェックをした上で静養室に入って、面会をしていただくようにしております。

今後につきましては、県内、国内の動向によりまして、どうしてもそれを続けるということではなく、一定、先ほど申し上げたような対応で安全を確保した上で、またマスク着用なんかを徹底して、一定の時期には面会も、頻繁にということにはならんとは思いますが、一定期間の間に1回とかいう形で、多くの利用者の家族の方が一斉に面会に来るという形じゃなく、面会ができればと思っています。

それから、タブレットでの面会については、議員の皆さんがお持ちのiPad、大きな、11.2インチやったと思うんですけど、そういうタブレットです。利用者の方は寝たきりの方とか、急変された方もおいでますし、車椅子とかで移動できない方、居室で寝たきりの方でも職員がタブレットを持って、例えばLINEとかSkypeというアプリを使って、Wi-Fi環境は整っておりますので、それを使えば無料で通話ができますので、それを使って、また利用者の家族の方もWi-Fi環境があれば無料でLINEとかが使えますので、画像を通して相

手の顔を見ながら面会ができるというイメージで認識していただけたらと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第15、陳情第1－17号公園・学校等公共の場でグリホサート除草剤を使用しないことを求める要望書を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

10番教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） それでは、教育民生常任委員会に付託されております陳情案件についてご報告をいたします。まず順次読み上げていきます。

令和2年6月18日。四万十町議会議長下元昇様。

教育民生常任委員長中屋康。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号は陳情第1－17号であります。付託年月日は令和元年9月17日です。

件名として、公園・学校等公共の場でグリホサート除草剤を使用しないことを求める要望書という件名です。

審査の結果、趣旨採択ということであります。

引き続き、委員会審査の結果報告というところで申し上げたいと思います。

本審査については、継続審査ということで、付託月日から何か月となく経過をしております。ここに書いてあります令和2年6月11日に最終審査というところでありますので、そういう意味合いでお目通しをいただければと思います。

陳情第1－17号、令和元年9月12日付託ということで、件名は先ほど申し上げた、公園・学校等公共の場でグリホサート除草剤を使用しないことを求める要望書です。

説明者については、西谷学校教育課長から最終の説明を頂きました。

審査の経過であります、令和元年10月21日に継続審査といたしております。

まず、この部分について読み上げますと、令和2年5月から6月の間、教育委員会、建設課において、天然由来の除草剤を実証しました。その結果を待つこととして継続審査としておりました。

今回の審査日において、西谷学校教育課長より、町内の各学校で実証した結果、天然由来の除草剤については著しい効果を得ることができなかったということと、また、散布する1㎡当たりの単価も現在使用の除草剤に対して約3倍と割高になるという旨の報告がございました。

そういったこともありまして、前段の話であります、陳情の主な内容はバイエル（モンサント）社という会社が、グリホサートが主な成分である、ラウンドアップという除草

剤を市販しておりまして、多く使われておるという陳情者の意見です。そのグリホサートについては、数々の病気等に著しく影響を及ぼすということで、あまりグリホサートを使用することは好ましくないという内容であります。お手元の資料にお目通しをいただいたらと思います。最後にこの陳情の案件としては、そういった害のあるものについては、特に子どもや妊産婦が多く利用する公園や学校、幼稚園、保育園や病院などの公共性の高い施設の道路周辺などでグリホサート除草剤を使用しないように、そして、除草剤を使用する際にはできる限り人体に影響の少ない天然由来の除草剤などを使用していただけよう各自治体に要望しますという陳情の内容の結びでありました。

ということで、継続審査の中で10月21日の審査日において、やはり陳情者の意も酌くんで天然由来の除草剤を一度試して使ってもらおうということになりまして、教育委員会、あるいは建設課を通じて町内の公共の場において、天然由来の除草剤の実証をしていただくという流れでずっと来ておりました。

今回6月の審査日において、一旦5月から6月に実証をした結果を報告頂きましたので、この陳情案件については結論を出すべきと至ったわけであります。

委員の意見として、これは各継続審査の中で詳しく出てきた意見を集約した内容になっております。

まず、順番に申し上げますと、陳情先が各自治体への要望とあり、採択するとなると広範な学校、公園、空き家などの維持管理に支障が生じることになるという意見がありました。

二点目の意見は、病院などの公共性の高い施設の道路周辺も使用しないとあるが、審査の範囲を考慮すると広域にまたがるということから陳情内容に無理があるのではないかとという意見もありました。

それから三点目、学校現場においては校務員などの管理範囲において除草作業が大きな作業負担になっていることや公園管理、空き家管理において天然由来の除草剤では効果が得られないとすれば、現行の除草剤を使用しないとするのは現状に即さないのではないかとという意見です。

それから次には、子どものいるところでも、農業など、いやおうなしにラウンドアップという除草剤を使用しているが、製造元の差配に乗っているようで、企業や販売業者等への配慮より健康に対する危機感を優先すべきだという意見です。

それから、もう一点、子どもや妊産婦が多く利用する施設、学校などについては、生産

メーカーや販売業者のことを優先して考えるのではなく、命に関わること、子どもへの健康被害などを考慮して判断すべきであるといった賛否の意見が出されておりました。

最終的に継続審査等との内容、あるいは実証された報告を受けて審査をいたしました。結果は趣旨採択で結論を出しました。賛成者3名、反対者2名でありました。

加えて、今回、こういう健康被害に関する陳情でもあるし、実情に即応しないとしても、やはりこういった内容については、役場執行部に申し出るべきだということで、最終的には付帯決議という形で、健康被害を危惧する上からすると、特に子どもや妊産婦が利用する公共施設等の除草作業にあつては、陳情の趣旨を酌み、可能な限り天然由来の除草剤も使用することを執行部に申し添える旨を決議しております。

以上の内容であります。

○議長（下元昇君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま教育民生常任委員長から審査報告が読み上げられました。

まず、教育現場で天然由来の除草剤を使ったと。使ったけれども金額の割には効果があまりなかったという形ですが、天然由来の除草剤というのは具体的にはどういったものか、もしお分かりになっていれば。

それと、その趣旨採択ですが、その中で賛成が3名で反対が2名。その意見の中で反対の意味が明らかには分かりませんが、いろいろ陳情先が各自治体の要望とあり、採択するとなると広範な学校や公園、空き家の維持管理に支障が生じるということで、グリホサートを使うてやらないかんがやけん、この陳情には反対だという意見に聞こえるわけですが、反対した委員の意見というのはどこでどう判断したらいいのか。できれば、賛成、反対の意見はこうだというのがあればはっきり分かるわけですが、それと、私の知る限りは天然の除草剤として、私どもは海が遠いのですので海へ行くこともなかなか難しいし、NaCl、塩ですね。塩もかなりの効果があるわけですね。これは実証されていますので。窪川地域であれば海水を何トンかくんで来て。というのは海水は畑には使えるんですよ。公園とか学校敷地で、もし塩水をまいた後に子どもがはだしで踏んだって危険はないわけですよ。だから、そういう実証試験、そんなものもやってみては、大きな効果が出てきますの

で、そういうところは教育現場では、教育委員会では実証はされていないんでしょうかね。

以上です。

○議長（下元昇君） 教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 田邊議員からのご質問がありましたので、分かる範囲でお答えしていきたいと思います。

まず、今回趣旨採択にいたしました。3対2となりましたが、反対者2名は、趣旨採択ではなくて、これをもう採択したらどうかということでした。採択したらどうかというご意見の中には、陳情内容は各自治体へという内容あることは承知しているけれどもなお、やはりどうしてもこういう将来的に子どものことを考えていくと、学校現場については限りなくグリホサートはもう使用しないと、ほかの天然由来のものに転換すべきだという意味合いを込めて、ここではこういった意見があるということだけでも採択して上げていくべきだというご意見でした。という内容の意味合いで反対者、採択にすべきという方が2名おりました。

あと、天然由来の除草剤を学校現場に実証をお願いいたしました。手元に控えたものがありますので簡単にご紹介しておきますが、学校教育課長もおりますし、そごがないように報告したいと思います。今回、小学校、中学校の現状としては、東又小学校、北ノ川小中学校、十川小中学校、大正中学校以外では確かに除草剤を使用しておるそうです。ただ、できるだけ子どもが通るところでは使用しないとか、そういう配慮をしています。また、校庭にも散布する場合があるが、子どもが入らない時間に散布するなどの配慮をしているということでした。

それから、今後の使用ということで併せて問合せをしてもらったら、広い敷地を1人の校務員で管理している現状であり、除草剤を使用せず管理するのは無理であると、今後も児童・生徒が立ち入れない範囲で使用することはあり得るという回答です。

それから、町管理の施設として公園、あるいは山、町道とかいったところがあるわけです。それから、空き家住宅もあるわけですが、現状としては公園から道路、山といったところについては除草剤を使用していません。住宅関連でお試し住宅等の狭い範囲では一部除草剤を使用しているが、草刈りを行っておるといった現場の説明がありまして、それを受けて10月21日に町内各小学校、中学校の5校を対象にして実証実験をさせていただきました。とりわけ今回、結果報告が5月、6月の実証ということで、窪川小中学校でラウ

ンドアップを使用した場合と天然除草剤を使用した場合の区画を分けて、それぞれ実証した経過を追った写真を学校教育課長から頂きまして、見ましたところ、やはり天然由来は草の生え方が激しいという報告と、それからラウンドアップにしてもクローバーなんかはなかなか枯れないという報告もありましたが、そういった実証の下で、やはり即グリホサート除草剤を全て排除できるという報告ではなかったということです。

それから先ほど、単価的なお話をしましたが、これも学校教育課長からの報告に、ラウンドアップマックスロードALというのが1.2ℓで、これは散布可能な範囲は40㎡から80㎡までは約1ℓで散布できると。購入価格は1,042円ということですので、単価割をすると1ℓ 約26円になるそうです。それから、天然由来の除草剤はグリーンテックというもので、ストレートで1ℓ、7㎡から15㎡ぐらいしか使用できないという、非常に面積差があると。購入価格も609円で、単価割りすると1ℓで約87円と、約3.35倍の割高。1回使用して3.35倍の割高となりますので、作業効率からしても経費面からしてもやはり、現場では利用できないかなと回答がありました。

この内容での回答でよろしいでしょうか。不足があればもうちょっと。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 質問の仕方が悪かったんでしょう。私の質問したことと答弁がちょっと違ってしますので。単価に違いがあるということは分かりました。ただ、これだけ単価が違うからということではなくて、天然由来除草剤とは具体的にはどういったものか、効果が天然由来はなかったんでしょう。だからどんなものを使ってやったのかなという疑問と、もう一つは近くに広い海があると。ただで海水からくみ上げて来て、海水を畑以外のそういった公園とか学校敷地にまけば効果があるというのは私も聞いていますので。実際、精製塩を溶かしてまきゃ枯れるがですよ。だから、そういうことを取り組んだことは学校現場ではないのでしょうかという二点の質問です。

○議長（下元昇君） 10番、教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 質問内容の意を酌み取れなくて大変失礼をいたしました。

学校現場にお願いした段階では、我々は天然由来の除草剤は、市販しているものとしか思いが及びませんでした。常任委員会の話の中では塩もあったかもしれませんが、塩を利用して実証してもらうという意見と、それから学校現場にお願いすることはありませんでした。ということですので、今回は天然由来というのが塩の成分を利用するとかの内容は

あまり詳しくは調査研究してないというところであります。ほかの委員、間違いありませんかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育民生常任委員長（中屋康君） 以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一夫君。

○13番（堀本伸一君） 一点だけ。付託された陳情の委員長報告に対しては、私たち議員の立場からは、その審査の経過と結果について質疑するものと私は捉えておるわけですので、結果についてお聞きするわけですが、委員長、趣旨採択ということですよ。ですから陳情に対しては反対と、趣旨採択でいきましょうというのが3名ながでしょう。その中で趣旨採択ということの内容、意味合いを委員長はどのように捉えておるのか。そのことを確認したいと思います。

○議長（下元昇君） 教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） ただいま堀本議員から質問がありました趣旨採択であります。この陳情案件の結論というのは採択、不採択、それから趣旨採択があります。かなうれば採択あるいは不採択のどちらかにやはり決すべきだと、陳情者に対しての思いはあるわけですが、やはりこういった場合、全般的な健康的被害を大局的に捉えてしまうと、そういう意味合いでは全て最初から不採択にするというのは忍びないという思いもあったり、あるいは、陳情の結びが「各自治体に要望します」ということで、国ではありませんので、いわゆる国の施策というならまた別枠になりますが、各自治体にということで、現場に陳情が向けられておるわけでありますので、付帯決議で、やはり何かの形で執行部にも意を伝えていくという意味合いでありますので、この趣旨採択というのは本来、陳情者に対しては「採択できません」という形で連絡するわけでありますが、いわゆる実行性が伴わないということでありますので、あくまでも今回は執行部、自治体に対して「こういう方法もありますよ」という願い事の域で趣旨採択が妥当ではないかという捉え方で常任委員会としては判断をしたわけであります。

ですから、グリホサートを使用しない、それに代わる天然由来の除草剤を使いなさいということになれば、やはり現場としては現状では対応できないだろうという判断で趣旨採択が妥当という意味合いで捉えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 13番堀本伸一夫君。

○13番（堀本伸一君） よく分かりました。委員長という立場として取扱いも非常に苦慮することはあるわけで、陳情者に対する思いと親切心ということもありますし、よくそこは分かるわけですがけれども、実態的には、実験もしたと。その結果、取扱いについては難しいと、陳情者にお答えをしていく結果として採択は難しいということだと思います。

その他の区分で書かれておるように、ここにしっかりと付帯決議の内容、常任委員会としての見解、いろいろな意見のまとめとして付帯意見をつけておりますので、これは十分分かるかなと思います。私はその捉え方として、陳情者に対する親切と計らいというのは常任委員会としても十分必要であろうとは思いますが、各常任委員会でそれぞれ陳情を預かっていくわけですので、その中では一定の認識は一にした状況でないといかんのではないかなと思っています。

ですから、今回の場合は、この委員の意見を報告して、そして審査結果については趣旨採択ということは、本来、審査の結果は不採択であると。しかしながら、陳情の中身を考慮して今後におかれても付帯決議としたところで、こういう意見を添付していくと。さらには陳情者に対して、電話等でもいいからその内容だけはしっかりと報告をして、取扱いとしては不採択ということも必要ではないかなと。そのことを各常任委員会として共通的にしないと、陳情の取扱いがそれぞれ常任委員会で認識が違ってくるということもいかなものかなという感じがしましたのでお聞きしたところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 堀本議員から趣旨採択の内容、重みという意見がございました。重々分かります。

やはり、採択、不採択ということで、陳情案件は決みなさいと、いろんなものにも書いてありますが、当議会は不採択という陳情書のまとめ方に文言は入っておりますので、今後の扱いについて各所管の常任委員会等々、今後の課題として、この趣旨採択というのをどういう扱いにするかはまた整理をしていく必要があろうかなと、私個人なりに委員としても思いますので申し添えておきたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

〔「議長、休憩を」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後 2 時 01 分 休憩

午後 2 時 03 分 再開

○議長（下元昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第 1－17 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第 1－17 号公園・学校等公共の場でグリホサート除草剤を使用しないことを求める要望書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は趣旨採択です。陳情第 1－17 号公園・学校等公共の場でグリホサート除草剤を使用しないことを求める要望書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 反対者、9 番水間淳一君、11 番岩井優之介君、12 番田邊哲夫君、14 番村井眞菜君。起立多数です。したがって、陳情第 1－17 号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 次の議案に移ります。次の議案は日程第 16、17 は同じ産業建設常任委員会に付託された案件でありますけれども 1 件ずつ審査していますので、委員長も 1 件ずつの報告をお願いいたします。

日程第 16、陳情第 2－3 号、志和海岸保全施設の整備を求める陳情を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

2 番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） それでは報告いたします。

令和２年６月18日、四万十町議会議長下元昇様。

産業建設常任委員長槇野章。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第２－３号。付託年月日、令和２年６月10日。件名、志和海岸保全施設の整備を求める陳情。

審査の結果、採択です。

委員会審査経過報告書。

審査日、令和２年６月11日。

陳情第２－３号、令和２年６月10日付託です。件名、志和海岸保全施設の整備を求める陳情。

説明者、吉岡建設課長、北村主査。

審査経過。担当課長、担当者と共に陳情内容の確認を行い、現地の状況や町の対応の方向性などについて説明を受けた後、現地の視察を行いました。担当課の意向としては、町の漁港管理区域のため、まずは調査から取り組んで県にも対応を要望したいということでありました。

委員の意見として、去年の台風被害なのでもっと早く対応すべきである。陳情が出てくる前に災害があった時点で対応すべきではないかと。また、県とも協議して、危険なところから早急な対応を望むということでした。

反対意見はなし。

審査の結果は採択。全員一致です。

○議長（下元昇君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま産業建設常任委員長から陳情についての審査報告がありました。

昨日も終わってから委員長にもお願いしたのですが、普通この陳情は地元の方からの陳情ですね。昨日、委員長に言いましたけん分かつちよと思いますが、本来は地元陳情者

に先に陳情者の思い、それを聞いた上で、それは担当課に聞くことも大事でしょうが、ひょっとしたら担当課といえども陳情者の意向を全部聞いた上で臨むとは限らんですね。やはり最初はまず陳情者、ここには代表者が代表幹事という形で出ていますが、この方を呼んで、しっかりと陳情者の思い、それを聞くことが、私は常任委員会としては大事な仕事であり、またそうすべきであると思うわけですが、その点、次の案件もそうですが、そうすべきであるとは私は思いますが、委員長の見解になるか、常任委員会で話したかどうか分かりませんが、委員長はどう思われますか。

○議長（下元昇君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 田邊議員からご指摘を頂きました。昨日も頂きましたが。実は常任委員会では本来呼ぶべきであろうということでしたが呼ばずに、去年の災害でしたので常任委員会で審査をしたということで、お許しを頂きたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第２－３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２－３号志和海岸保全施設の整備を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。陳情第２－３号志和海岸保全施設の整備を求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、陳情第２－３号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第17、陳情第２－５号四万十町観光開発に関する請願書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

2 番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） それでは報告いたします。

令和2年6月18日、四万十町議会議長下元昇様。

産業建設常任委員長槇野章。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項及びより第95条の規定により報告します。

陳情第2－5号。令和2年6月10日。四万十町観光開発に関する請願書（陳情書）。

審査の結果、採択です。

委員会審査経過報告書。

陳情第2－5号、令和2年6月10日付託です。件名、四万十町観光開発に関する請願書（陳情書）。

説明者、植村にぎわい創出課長、田辺係長。

審査経過。去年の10月から継続審査としていた陳情でありまして、今回議会で取下げ、内容を一部変更した上、提出されたものであります。

担当課に状況と対応の意向などについて説明を受けた後、協議を行いました。担当課からは登山道については平成13年度に整備されており、危険な箇所の整備には多くの費用は必要としないと。説明看板などは県の補助金を活用して整備をしたいという説明がありました。

委員の意見として、山頂の眺望を良くするためには木の伐採が必要であり、保安林などで手続などの必要性があると。看板は観光協会との協議や県の補助金なども活用して整備してほしいと。反対意見はありません。

審査の結果は採択。全員一致でございます。

○議長（下元昇君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、一点だけお伺いしてみたいのは審査経過の中で、担当

課長の答弁なののでしょうか、整備には多くの費用を必要としないと書かれています。その多くというのは人によって10万円かや100万円かやいうことは想像しかできません。担当課がそこその金額を提示されたかどうか。されたとしたらどれぐらいの予算で、県の補助金も頂いて、町費が大体どれぐらいするのか、そこまで話したかどうか分かりませんが、もし話されておれば多くの費用を必要としないという大体の金額が分かりますので、その点だけの答弁を頂きたいと思います。

○議長（下元昇君） 産業建設常任委員長榎野章君。

○産業建設常任委員長（榎野章君） 危険箇所ということで転落防止のロープ等の金額。金額的にはまだ常任委員会では課長から連絡を頂いていませんが、そんなに要らないと。転落防止のネットを張るとかそういうのがです。よろしくお願いします。

○12番（田邊哲夫君） 分かりました。

○議長（下元昇君） ほかに質疑は。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 山頂の眺望を良くするために木の伐採が必要であるが、保安林なので手続が必要ではないかと意見がありますけれども、このとおりだと思いますが、今はどのように管理されているか分かりませんけれども、以前ならこの営林署の署長の許可が要ったと思いますけれども、今は森林管理センターでしょうか、その許可が要ると思いますが、非常に難しいと思いますけれど、委員長のご意見はどんなもののでしょうか。

○議長（下元昇君） 産業建設常任委員長榎野章君。

○産業建設常任委員長（榎野章君） いや、そこまで常任委員会としては協議しておりません。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第2－5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2－5号四万十町観光開発に関する請願書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。陳情第2－5号四万十町観光開発に関する請願書（陳情書）について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、陳情第2－5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ただいまより暫時休憩します。2時半まで。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、発委第3号食料・農業・農村基本法に基づいた農政の根本的転換を求める意見書を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

2番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 発委第3号。令和2年6月18日。

四万十町議会議長下元昇様。

提出者、産業建設常任委員長槇野章。

食料・農業・農村基本法に基づく農政の根本的転換を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

食料・農業・農村基本法に基づく農政の根本的転換を求める意見書。

農業を国の基幹的生産部門に位置付け、食料自給率の向上、食の安全・安心の確保、国土の保全など多面的機能を重視し、農政の抜本的転換を図り、以下の事項を速やかに具体的に施策として推進することを求めます。こうした農政の方向性こそが持続可能な世界への転換を迫られている国際社会に対する責任であるとも確信するものです。

国連は昨年から「家族農業の10年」を開始し、家族農業への本格的な支援を呼び掛けました。地球的規模の気候変動、貧困、飢餓などの深刻化する中、国連の定める持続可能な開発目標の達成も切実な課題です。そのためにも我が国の農政の大本から転換することが求められています。

具体的施策の推進を求める事項。

- 1、食料の外国依存を改め、自給率の早期50%の回復を目指すこと。
- 2、際限ない輸入自由化路線をきっぱり転換し、食料主権を回復すること。
- 3、農地の減少に歯止めをかけ、水田の多目的利用や条件不利地を含め、最大限に活用すること。
- 4、価格保障や所得補償を充実し、若者が安心して就農し、農村で暮らせる条件を整えること。
- 5、農業の成長産業化ではなく、持続可能な農業と農村を目指すこと。
- 6、食の安全、環境、生物多様性、農村社会の維持に配慮し、耕種と畜産との連携を重視すること。
- 7、大規模経営者だけでなく、多様な家族経営が地域に存在し、共同を強めながら暮らせる農村をつくること。
- 8、農村水産物、その加工・販売、自然エネルギー、観光、伝統産業など、地域資源を生かした循環型の農村経済で雇用や所得を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月18日。

高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長大島理森殿、参議院議長山東昭子殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、農林水産大臣江藤拓殿。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第3号食料・農業・農村基本法に基づいた農政の根本的転換を求める意見書を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第3号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第19、発議第2号四万十町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 発議第2号。令和2年6月18日。

四万十町議会議長下元昇様。

提出者、四万十町議会議員古谷幹夫。賛成者、同じく四万十町議会酒井祥成議員ほか以下14名の賛成を頂いております。

四万十町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

四万十町条例。四万十町議会議員の議員報酬の特例に関する条例。

趣旨。第1条、この条例は、四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年四万十町条例第34号。以下「議員報酬条例」という）に規定する四万十町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員（以下「議長等」という）の議員報酬の特例を定めるものとする。

議員報酬の特例。第2条、議長等の議員報酬は、議員報酬条例第2条の規定に関わらず、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間に支給するものに限り、同条に規定するそれぞれの議員報酬の月額から当該議員報酬の月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附則。施行期日。1、この条例は令和2年7月1日から施行する。この条例の失効。この条例は令和2年9月30日限り、その効力を失う。

提案趣旨の説明をさせていただきます。読み上げて代えていきたいと思います。

それでは、議員提出議案第2号、四万十町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、提案趣旨説明を行います。

当該条例の制定については、新型コロナウイルス感染防止策に伴う地域経済への影響は憂慮すべき状況となっていることから、四万十町独自の対策として、住民の皆様に対する経済活動の自粛要請及び支援策を実施しているところであります。

議員活動につきましても一部制限されることや、財政的にも逼迫することが予想されることから、この際、議員の報酬を一定期間削減し、本町が独自で行う町民の皆さんへの支援策に対し、その財源とするために議員報酬の特例を定めようとするものです。

報酬の削減額につきましては、議員報酬の月額の100分の20に相当する額とし、その期間は令和2年7月1日から令和2年9月30日までの3か月とするものです。

議員各位のご賛同も頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で提案趣旨説明を終わります。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号四万十町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第20、発議第3号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、私から発議第3号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案を提案いたします。提出者は私、田邊哲夫。賛成議員は村井眞菜議員、岩井優之介議員でございます。

それでは、提案の趣旨説明を行いたいと思います。議員の皆さんの手元には新聞でこの問題を取り上げた内容がございますので、お目通しをいただきながら、私なりに新聞を見ながら説明をさせていただきます。

今の新型コロナウイルス感染症禍の中で若い非正規、派遣労働者、アルバイトの若者、本当に仕事がなくなって苦しい生活の中で日々過ごしていることは、いろいろマスコミ報道、テレビ等でご承知のとおりであるかと思います。今、日本では人口減少の中で本当に今の若い労働者が何としてもこの世の中の仕事を支えています。そういった中で今、若い労働者は都市へ都市へということで、労働者が地域から都会へ仕事を求めて、働き場を求めて移動しております。そういった中で人口集中のリスクを緩和するために賃金の大幅な引上げと全国の一律的な最低賃金を求めるとともに、そういった財源は国に求め、中小企業を支えていくべきだという趣旨での意見書案でございます。

そういった内容の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

意見書案でございますが、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案です。

この中に若干横文字が入っていますので、日本語を加えて説明をさせていただきます。

2019年の地域別最低賃金改定は最高の東京で時給1,013円、高知県では全国最低の790円に過ぎない。これではフルタイムで働いても、フルタイムというのは一般的には8時間働いてという中身です。フルタイムで働いても年収で120万円から150万円にしかならず、最低賃金法第9条「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。さらに地域別であるがゆえに高知県と東京では同じ仕事をしても時給で223円も格差があります。しかも、年々格差が拡大してきています。若い労働者の都市部への流出を招き、地域の労働力不足を招いています。地域経済の疲弊につながり、同時に自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出ています。

調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生活費に地域による大きな格差は見られません。若者1人が自立して生活する上で必要な生計費は全国どこでも月22万円から24万円（税込み）、時間額で1,500円前後の収入が必要との結果です。

世界各国の制度と比較すると日本の最低賃金はOECD、国際経済開発機構ということのようです、諸国で最低水準であります。そのほとんどの国では地域別ではなく、全国一律制を取っています。月給約20万円以上は当然となっています。政府が率先して必要な中小企業支援策を実施して、公正取引ルールを整備し、最低賃金の引上げを支えています。日本でも中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充しながら、最低賃金を大きく引き上げることを要望します。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。そのために最低賃金の抜本的な引上げと、全国一律制にしていくことを要望します。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出するものでございます。

その内容は、1番、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を時間給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。

政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

政府は、最低賃金の引上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛てとするものです。

それで最後に少し趣旨説明を忘れていましたけれども、この陳情を作成するに当たって、お手元の資料、議員の皆さんに配っていますが、6月11日に衆議院の第1議員会館で

この問題について学習会を開いているようです。自民党はじめ野党の皆さん方が参加をして、20人の国会議員が参加をされていたようです。その中でも特に心強く思ったのは、自民党の中に自民党最低賃金一元化推進議員連盟という組織があるようです。その中で緊急提言案文を策定したようです。その中ではこういう策定案のようです。東京一極集中を是正する観点からも全国一律最低賃金は不可欠な政策であるということで、自民党議員の中にも賛同されている議員もおられるということを申し添えます。

それと併せて、今までも各種の意見書を提出してきました。それが全て通ることはないということは私自身も分かっていますが、ただ最近の例で雇用調整助成金、雇調金とよく短縮されますが、政府は一律最高8,330円を上限として、休業された人には上限8,330円を支給するということでしたけれども、国民や国会でこれを取り上げて、1万5,000円を上限とする約2倍まで引き上げることを政府が決定し、第2次補正予算の中に組み込まれました。やはり、地域から少しでも労働者に寄り添って、意見書を出して、今の政府与党が中身を吟味し、私たちの意見を取り上げてもらう。それが大事な意見書提出ではないかなということを申し添え、私からの提案を終わります。

以上です。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 内容についてはよく理解できます。私も全国の最低賃金、おっしゃるとおりに平準化していくのがいいのかなと思いますけれども、ただ、この中で中小企業と言っておりますけれども、中小企業といっても中小企業というのは大体、製造業、卸売業、小売、サービス、それぞれで資本金が3億円以下、300人以下、1億円以下が100人以下とか、そういうふうに中小企業の定義があるんですよね。その中で、高知県でも1人から4人の企業が2万3,537、5人から9人が6,784、10人から19人が4,134、それ以外が小売業。それが大体90.9%が中小企業と言われている以外の、要は小売業の方です。その部分がこの中に含まれておるのかどうか。それは通常そういったところは小規模企業者という分類になっているわけなのですよ。ここには小規模企業者という明記はないので、そこが含まれての提案なのかどうか。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大変重要な質問だと私も思っています。確かに中小企業というのは非常に漠然としています。一点はなぜかという点ですが、この組合は全国に組織がある労働組合です。企業で働く労働者を基本的には考えていると私は思っています。私が意見書提案者ですので私が言う形で答えないかと思いますが、国に出してほしいと、全国に意見書案を提出しています。現在終わった佐川町では可決をしたことになっていますが、組合の労働者を主体に考えていますので、私どもの農家や零細企業のことは頭にあってもメインは労働者という概念です。当然、こういう形に政府がしていただければ地方零細小企業も、私も農業で時たま高齢者を雇っています。当然800円の賃金を出していますが、1,013円となれば零細の人は負担が多くなります。この内容は中小企業の支援ですので、当然、全てのそういった形で常勤で働いている零細企業まで、農家の組織まで支援をせよという総括な内容になってくるのではないかと私はそう思って、提案の内容と考えています。私の勝手な判断ですが、当然認めていただければ、中小含めて雇っている方へも支援をしようという内容ではないかなと私は考えています。

○議長（下元昇君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 前段の説明が長くてよく分からなかったんですが、要するに中小企業の中でも小規模事業者、要は四万十町で言えば、旅館業、飲食業、家族経営でやっているところだとか、洋品店、卸売、いろいろあります。農業もそうでしょう。そういったものも含まれるのかどうか。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 小の中で小企業という、中企業と小企業、細かく分ければ零細企業に分けてあります。小の中に総括的に入っていますので、中小零細含めて常勤で雇用している小売業を含めて、是非支援をしてもらいたいという趣旨だと思います。

○議長（下元昇君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） それでは、やはりもう少しこの中に、中小企業という大きなくくりではなくて、今、小規模事業者事業持続化給付金という政府が新たに、要は小規模事業者を支援する施策もあります。要は小規模事業者は小規模事業者であるので、中小企業でひとくくりにするとこれは分かりにくいと思うので、そういったところももう少し、中小企業法に載っている事業者とかもう少し分かりやすく、そこら辺を工夫していただければと思います。言っていることは小規模事業者も含まれるということで、よく理解しました。ありがとうございました。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 今、総括ではないという意見も出ましたけれども、この中で、この新聞の中に書いてありますけれども、以前に話を聞くとところによると、財源は国が考えるからあまり考える必要はないという意見も前に出ました。そういう中にあって、いわゆるこれは富の配分を自主的に企業がせよという感じでこの新聞の中には書いてありますが、いわゆる大企業の内部留保に注目することもある。450兆円の内部留保の0.5%でも2兆5,000億円になるという言及をしているということが書かれておりますけれども、これはこの内部留保を当てにした財源を考えておられるのかどうかというところと、やはり、もう一つ、この意見書の中に中小企業だけでなく農林業も含めた一つの案というものが具体的に示されるべきではないかと思います。そこの辺りが分かっておればお願いをしたいと思います。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大事な質問ですが、一点目のお手元に配付している新聞の、今、酒井議員が言われた問題ですね。大企業の内部留保に注目することがあり得ると。450兆円もの内部留保が今あると。その0.5%を崩して、例えば国が徴収すれば、2兆5,000億円になるというのは、自民党の最低賃金一元化推進議員連盟の中でそういう議員からの発言もあったという内容ですので、私が出すこの意見書の中でそんなところに財源を求めようというのではなく、ご承知のように今、日本では160兆円の6月補正終了時の歳入歳出予算ですので、当然、赤字国債を発行しています。これをやるとなりゃ赤字国債を発行しての財源を求めるしかないとは私は考えています。

ただ、酒井議員の今の質問は、自民党の中で財源として取れば、これは内部留保で取れますよという意見もあったということでここに書いているわけで、意見書を求める組合の中からはそういう財源の内訳まで求めているものではないという点と、確かに今、酒井議員が言われたように、中小企業と書いていますので、じゃ小規模零細含めて適用にならんかというのではなくて、やっぱりそういう中小零細も含めて労働者を雇用した場合には、それなりの社会保険料の支援も含めて助成をしてほしいと、最低賃金の全国的な引上げをしてほしいというのが大きな中身で、決して零細業者をどうでもええということではないということだけは理解してほしいというのが提案者の私の思いですので、私も一零細の農家ですので気持ちはよく分かります。

以上です。

○議長（下元昇君） 1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 気持ちはよく分かりますが、この中にやっぱり書いていないとそれは分からないということです。やはり提出する以上は、農林業も含めた一つの最低賃金の在り方について、しっかりとそれは国に対して言うべきことは言う。ただ、これは中小企業だけと書いてあるので、そういう意見を私は出しました。その辺りはやはりしっかりとやるべきではないかと考えておりますが。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大変厳しいご指摘を頂きました。私も質問が出てくるなどは想定していましたが、何人かご承知のように組合から出してくれという、四万十町議会に来たので、これは取り上げていかにやらんという思いで、村井議員と岩井議員の賛同を頂きまして提案をさせていただきました。私が考えるならば、そういう中小零細を含めて小規模企業者も含めてという形で書きたかったですが、書く時間もなく、そういう包含をされているという意味で提案させていただきました。本当にご指摘のとおりで、今後、私が提案するときにはしっかりとした文書を出して、ご賛同いただきたいと思いますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 賛成者、3 番林健三君、4 番古谷幹夫君、5 番緒方正綱君、8 番味

元和義君、9番水間淳一君、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、13番堀本伸一君、14番村井眞菜君。反対者、1番酒井祥成君、2番槇野章君、6番武田秀義君、7番吉村アツ子君、10番中屋康君、15番橋本章央君。以上、賛成9人、反対6人。起立多数であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第3号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第22、閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

総務建設常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長から各常任委員会において審査・調査中の事件及び所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時08分 休憩

午後 3 時17分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 2 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

四万十町議会議長

令和    年    月    日

四万十町議会議員

令和    年    月    日

四万十町議会議員